

〔論 説〕

近代中国における子ども観の社会史的考察(3)

国民国家形成期における子ども観
——近代的子ども観実現への試みと現実

湯 山 トミ子

目次

- 1 幼児教育制度の整備
 (1) 幼児教育の学制化 (2) 幼稚園教育の実施状況
 (3) 幼稚園教育の課題
- 2 教育家たちの試み
 (1) 陶行知と教育活動 (2) 陳鶴琴の教育論
 (3) 張宗麟の教育論 (4) 張雪門の教育思想
 (5) 民族の課題と幼児教育
- 3 国民政府による幼児教育の制度的整備
 (1) 幼稚園教育 (2) 家庭教育 (3) 義務教育制度の整備
- 4 中国親族法と家族観
 (1) 親族法の制定 (2) 現実の家族状況
 (3) 家族調査と藩光旦の家族論 (4) 「母の息子たち」の結婚
 (5) ソビエト区の法規定
- 5 働く子ども
 (1) 児童労働者(“童工”) (2) 児童労働の状況
 (3) 児童労働規定

五四新文化運動以降、児童中心主義の教育を中国に実践する道と方途を求めて、教育家によるさまざまな試みがなされた。20年代後半には、「党をもって国を治める」ことを掲げた国民党政権が誕生し(1927年)、国民

国家としての形態を満たすべく、教育、文化、法律など、制度面での整備が進められた。その4年後、1931年には、江西省瑞金を首都とする中華ソビエト政府も誕生し、農村革命根拠地による共産党勢力とそれを包囲する国民党軍による第二次国内戦争が始まった。本節では、児童中心主義の教育思想の実現と普及を目指す教育家たちの試み、国民政府による幼児教育制度、家族法の制定、そして広大な中国において圧倒的多数を占める働く子どもの状況と法規定から、制度、理念と大きく乖離する子どもたちの現実について取り上げる。⁽¹⁾

1 幼児教育制度の整備

（1）幼児教育の学制化

辛亥革命の成果を奪い、中華民国の実権を手にした軍閥政権は、1920年代初頭まで、北京を中心に激しい権力闘争を繰り広げた。覇権争いの戦火に民衆が疲弊していくなか、教育界では、軍閥の干渉が相対的に緩んだことを背景に、中華民国初期の学制度（壬子癸丑学制 1912年～）を改革した壬戌学制（1922年）が公布された。これにより、幼児教育にも大きな変化が現れた。幼稚園教育は、清末に家庭教育の補完として公教育に組み込まれ、以来、慈善機関（育嬰堂、敬節堂）の附属施設として開設されてきた。壬戌学制により、名称を蒙養園（蒙養院からの改称）から幼稚園に改め、施設ごとにも不統一であった入園年齢を6歳以下に定めて、初等教育の一段階とし、学校系統のなかに正規に組み込んだ（「学校系統改革令」）。⁽²⁾もちろん、軍閥政府の統治下では、制度的な設置令にみあうだけ、幼児教育に対して十分な尊重が払われたわけではない。教育事業として幼稚園の設置が推奨され、一定の発展が見られるのは、1927年国民政府成立以降のことである。⁽³⁾

（2）幼稚園教育の実施状況

不完全な統計ではあるが、1908年に92箇所にはすぎなかった幼稚園数は、1924年には190箇所（公立27、私立7、教会156）になり、園児数も2,664人から倍以上の5,940人（公立私立園児数1,591人、教会3,349人）まで増加した。⁽⁴⁾しかし、それでも幼児教育を実際に受けた児童数は6,000人に満たず、全人口4億、幼児人口15%という状況から見てあまりに

微少な数値であったと言わざるをえない。また、幼稚園数 190 箇所のうちキリスト教会による幼稚園が 80% に上ることも当時の現実を映しだしている。それゆえ、1920 年代に入ると、中国人自身による幼稚園開設の試みと幼稚園教育の中国的展開を探求する教育者の連携による教育実践の試みが積極的に行われた。民間の教育家による教育実践、科学的教育のための研究組織、政府の奨励策などが功を奏して、1930 年代には、幼稚園組織は前時代に比べて飛躍的に増加した。中国人による幼稚園は、24 年の 34 箇所から 20 倍の 630 箇所、園児数は約 170 倍の 26,675 人にものぼる。⁽⁵⁾ こうした幼児教育の普及を支え、教育内容の進化をはかる上で大きな力となったのが教育家たちの活動と思想的営みである。そのなかに新たな子ども観の展開を読み取ることができる。

(3) 幼稚園教育の課題

清末に導入された日本型モデルの幼稚園教育は、民国初期に導入されたプラグマティズム教育、世界的な新教育運動の影響下で欧米型に変化し、1920 年代以降は、中国の国情に合わせた内容と形態の実現に向けて、更なる探求が続けられた。背景には、教育の恩恵とはほど遠い貧困にあえぐ広大な農村の現状と迫り来る帝国主義諸国の侵略によって増長される民族危機があった。民族の未来を切り開き、支えることのできる国民——新世代を育成することは、清末以来、「教育救国」論として希求されてきた課題である。その起点として注目された幼児教育は、次第に制度化され、1922 年に学校教育の一系列に組み込まれるにいった。さらに、20 年代は、有識者において幼児教育は不可欠の民族的課題として強く認識され、幼稚園教育と家庭教育の相互補完の実現が目指された。しかし、理想、願望、要望とはるかに異なる現実の前で、中国において実現されうる幼児教育の形態と内容とはなにか、あるべき幼児教育を実現するにはどうしなければならないのか、大きな課題が立ちはだかっていた。その結果、1920 年代から 1930 年代まで、幼稚園教育の中国化と大衆化という二つの方向が認知され、よりよい家庭教育の実現とあるべき幼稚園教育の実施に向けて、教育実践が進められた。

2 教育家たちの試み

（1）陶行知（1891 - 1946）と教育活動

①生活教育と郷村教育運動

デューイ来華時期に通訳を務め、中国におけるプラグマティズム教育の受容、展開の中心人物となった陶行知は、1920年代に、デューイのプラグマティズム教育理念“教育即生活”、“学校即社会”を中国の実情にあわせた教育理念“生活即教育”、“教育即社会”に読み替えた独自の教育活動を創出した。「生活から出発し、生活を基礎として、生活の必要を満たす」ことを基本とする“生活教育”、「学校を小社会」、「社会を大学校」と見て学びの場を学校に限定せず、社会へと拡大し、さらに活動と学ぶことを一体と見なす実践的な教育方法（“教学做合一”）である。これらの考え方により、戦時下の中国に固有の子ども観が生み出されていった。陶行知自身は、“生活教育”の考え方に立ち、1926年以降、広大な農村に焦点を合わせた郷村教育運動を提唱し、その一環として幼児教育の普及をはかった。⁶⁾陶によれば、幼児生活は人生の中でもっとも重要であり、人生の重要な習慣、傾向態度が決まる6歳以前に適切な教育を得れば社会の優良な分子としての生育が得られる。しかし、幼苗と同じように幼児期に損傷を受ければ夭折し、その後の是正はむずかしい。幼児教育は、人生のなかでもっとも重要なものであり、「小学教育は建国の根本、幼児教育は根本の根本」として普及していくべきものであると主張している。

②幼児教育の課題と改革

当時、中国で行われていた幼児教育に対して、陶行知は、三つの弊害「外国病」、「金銭病」、「富貴病」を指摘した。同時期の教育家にも同様の指摘が見られるが、陶は、三つの弊害を「中国的な、経費を抑えた、平民の幼稚園」に改革すべきであるとして、中国の幼児教育の具体的な改革を明示し、実践した（「創設郷土幼稚園宣言書」1926年）。特に、幼児教育がもっとも必要とされる場として、母親による家庭教育が十分に行われえない工場と農村を挙げ、ここに幼稚園を普及し、「すべての幼児が幼稚園を享受できる」ようにすることを目指した（「幼稚園之新大陸——工場与農村」1926年）。その先駆けとして、南京燕湖磯幼稚園、曉庄幼稚園を創設し（1926年）、さらに郷村幼稚園の創設を政府に建議した（「推广郷村

幼稚園案」1928年)。

③子ども観の特徴

陶の教育活動の基本方針は、「教育が児童を創造する」のではなく、「児童の想像力を啓発し、解放する」ことにあった。陶の教育方法では、教師はあくまでも「児童の伴侶」であり、「児童自身の基礎の上に、環境の影響を濾過し、運用し、想像力を養い、強め、発揮させ、力を備えるように育て、民族と人類に貢献する」ことが求められた。また、当時の社会状況に立ち、「苦界のなかに成長する」中国の子どもを見つめ「児童の苦界を児童の樂園に創りあげ」、「成人が子どもの隊列の中に生き、子どもとともに創造すること」を求めた。⁽⁷⁾児童の想像力を重視し、その啓発と解放を求める教育観、児童の隊列のなかに成人が入ることを求める思考は、定型の育成モデルを拒否する。民族の未来を担う教育のあり方を認知し、求めながら、そのための人づくりという枠組み、特定化された人間モデルに制約されず、いかなる目的からも自由な主体として、子どもをとらえようとするところに陶行知の教育思想の大きな特色がある。子どもの可能性を子ども自身のなかに見出す子ども観、生活教育の理念は、1930年代、山海工学団、報童(新聞売りの少年)工学団、流浪児工学団などの大衆普及教育運動を生み出し、戦時下での育才教育、子ども自身の創造的な活動として普及する小先生運動、新安旅行団などの諸活動を生み出す根源となった(詳細は本論文の続編(4)に記述予定)。

(2) 陳鶴琴(1892~1982)の教育論

①家庭教育論

陶行知と同世代である陳鶴琴は、児童心理学者として、幼児教育の科学的研究分析を基盤に、幼稚園教育の中国的展開、開拓、普及活動に力を注ぐとともに、家庭教育を重視し、父母の子どもに対するあり方に多くの提言、研究業績を残した。特に、1920年より自らの家庭で、実子一鳴を対象に行った家庭教育、ならびに1923年に自宅に開設した南京鼓楼幼稚園での教育実践(1923年)は、家庭教育、幼児教育それぞれの発展に大きく寄与した。⁽⁸⁾

陳鶴琴の主張の要件は、幼児の心理的精神的発達を理解せず「大人のミニチュア」と見なす中国の旧い子ども観の誤謬を正し、児童期の固有性と

児童の個性、人格を尊重すること、ならびに子どもを父母の私有財産と見なし、父母との関係によってのみ価値付けることを厳しく批判した点にある。幼児期の固有性と可塑性、子どもの社会的存在を認知する考え方に立ち、幼児教育をすべての教育の基礎と見なし、将来の国民としての素養を左右する重要な意義をもつものとして、高く位置づけた。

幼児教育を構成するのは、家庭教育と幼稚園教育の共同作業である。家庭教育は、国家の未来、全民族の資質に関わる偉大な国家事業であり、重要な社会的意義を有している。家庭教育の担い手である父母は、最初に子どもを教育する人生最初の教師である、こうした考え方のもとで記された《家庭教育論》（1925年、1981年重版）は、科学的児童観を根拠に置き、101条に渡って父母が果たすべき役割、行うべき育児法を、具体的かつ詳細に論じている。国家との結びつきを重視し、子どもを家庭の枠内に置きつつ、父母の専有から解き放つことを目指した教育観、子ども観により、中国家庭教育のバイブル的存在として、現在にまで至るロングセラーとして版を重ねている。

②抗戦期の「活教育」論

1930年代抗戦期に入ってから、幼児教育と国家社会との関わりをさらに強化した「活教育」が生み出され、陳鶴琴の教育思想の基本支柱として確立された。「活教育論」が提起された背景には、国家存亡の危機の時代に、戦時活動に参加できない幼児教育は無用であり、破産し、解散すべきものであるという認識がある（「非常時期的児童教育」1937年）。その基本主張は、「国家の強盛と民族の復興」という時代の使命のもとで、「国家と民族意識に富む新国民」として、高い環境適応能力（「環境に適応し、環境を制御し、環境を利用できる」）を備えた人材作りを実現し、「人間として、中国人として、現代中国人として」のあり方を追求するところにあった。この主張のもとで、抗戦期間中、児童保育会を組織して自ら会長を務め、児童保育院、報童学校などを創設し、被災児童の救済活動、孤児保育実現にあたった。組織の一部は中国共産党の地下組織として、抗日運動推進の役割も果たしている。抗戦期の教育理論として生まれた「活教育」論は、中国社会の現実条件に緊密に結合し、中華民族の自由、平等、独立、解放を求める現代中国の代表的な教育理論となったが、20年代の思想に比べ、児童を将来の国家、民族の担い手として見なす枠組みがより

鮮明になり、育成モデルに向けて幼児を定型化する方向性が強化されている。⁽⁹⁾

(3) 張宗麟 (1899~1976) の教育論

①家庭教育論

陶行知、陳鶴琴の思想的影響を受け、かつ民族性を重視し、幼児教育の中国化を探究した教育家張宗麟は、1934年に、時代の潮流にそぐわない父母の事例 8 種類と時代の潮流に応える父母の条件 5 種類を挙げた一文「どのように時代の潮流にあう父母となるか」(「怎樣做合乎時代潮流的父母」)を發表している。時代の潮流にそぐわない事例のうちには、「子どもの売買」、「女兒の間引き」、「子どもの養育に科学性、衛生を重んじない」、「多産を奨励する」、「私生児を蔑視する」、「子どもに宗教を信じさせる」などがあり、時代に呼応する父母の条件には、「健康な体」、「時代の要求にあう思想」、「子女に対する私有觀念の打破」、「養育と教育を請け負う自覚を持つ」、「児童の保健教育に初歩的な科学知識をもつ」などが挙げられている。時代の潮流にそぐわない要件として挙げられた「子どもの売買」、「女兒の間引きの禁止」、時代の潮流に見合う条件に挙げられた「子女に対する私有觀念の打破」には、当時の家庭状況の深刻な現実が如実に反映されている。また、この家庭論の末尾では、一刻も止まらずに進歩する世界に対して、自らが時代の潮流に呼応せねばならない上に、さらに子どもを時代の潮流にあうように育てていかねばならないこと、「子どもが人類に貢献し、人類に対する搾取を行わないように指導すべきである」と結んでいる。民族化の追及とともに、子どもを人類の一員として育成する方向を志向している点に、偏狭な民族意識を越える教育への契機、子ども観の特徴が読み取れる。

②張宗麟の教育思想と「児童解放論」

張宗麟の教育思想の特色であり、その重要課題となったのが民族性の重視と強化である。民族としての自主性、中国固有の特色、民族の風格を独立国家としての教育精神と見て、帝國主義国の教会によって専有された教育主権を取りもどし、自主独立の幼児教育を打ち立てること、欧米の模範によらず、中国の幼児教育を生み出すことを目指した。さらに、第 2 点の特色、課題となったのが幼児教育の大衆化で、幼児教育を富裕層の付属品

とせず、労農大衆に奉仕する幼児教育として振興し、労農大衆の子女の苦難を軽減することを求めた。陶行知の郷村幼稚園の創設、振興にも賛同し、郷村における幼児教育の進展を重要な教育事業と見なして、その実現のために大量の調査研究と科学的実験を行い、幼児教育を担う教師の育成に力を注いだ。こうして、民族性、大衆性、科学性を備えた幼児教育の方向が追求された。

張も他の教育家同様、幼児教育を各種の教育の起点に置いているが、児童を託せる第1の場を家庭であると見なし、父母との接触を第1の教育事業に掲げた。また、児童の発展のためには、児童の自我の社会化と心身の正常な発展が必要になるとして、その重要性を強調した。特に、児童の口、手足を縛り、大人の決めたルールで児童を束縛することを厳しく糾弾する児童の解放論を説いた。民族性と中国の自主独立を目指した教育観でありながら、児童を定型モデルに育成することを画一的に求めるものではなかった点に、張宗麟の教育思想のもつ子ども観の特徴が読み取れる。

（4）張雪門（1891年～1973）の教育思想

若くして中国の幼児教育事業に志し、21歳において校長職（浙江省寧波）に就いたのを皮切りに幼稚園の開設や幼児師範学校の振興に力を尽くし、45年以降、台湾に活動の場を移して、生涯を幼児教育の進展に貢献した。その教育思想の基本は、児童の心身の発展と社会環境の統一を重んじることにある。

張によれば、中国における幼児教育の課題解決には、幼稚園における児童の心身の発展と社会の現状を連係して、社会の現状に根ざした民族の解放、児童の要求にあわせた社会の基礎的建設を行うことが必要となる。幼児の心身の発展のみを重んじて社会の現状を軽視したり、社会の現状を重んじて児童の心身の発展を軽視したりすれば、児童の心身が損なわれる。教育の対象である児童と幼児教育の目的は、ともに軽視できず、幼児教育の目的の確定と幼児をどのような人に教育するかは、不可分の課題である。こうした認識のもとで、国家の雪辱を原点にして、民族振興の出路を幼児教育に求め、民族の次世代となる幼児は、たとえ幼くても現在の中華民族の使命を負うものと見なされた。張においては、現在の民族の置かれた状況により、幼児の使命が規定され、幼児教育の目的と内容、方法が策定された。

張における民族、民主教育の目的は、具体的には民族の劣った資質を取り除くこと、民族の自信を喚起し、労働と客観的な習慣の態度を養成し、中華の自由平等を獲得するために、帝国主義に対して戦う決心と実力をもつように鍛えることにある。「幼児教育の目的は、完全に児童本意であるべき」であるとしながら、環境への適応を要請し、社会と児童を連係して一体のものに見なすため、児童中心主義の観点は、あくまでも民族の必要とする次世代創出のための方法論として成立することになる。民族的主義的要素が強まれば、強まるほど、対象としての児童は、民族の興亡を担う人間モデルへと作り上げられていく。民族性と幼児教育の連関性がきわめて強固な教育観といえる。

(5) 民族の課題と幼児教育

以上のように、中国の国情と社会環境に即した幼児教育の探求は、1920年代から1930年代、そして抗戦期にかけて、さらに進展し、しだいに民族意識が強化されていった。特に、中国に対する日本の侵攻により、民族の危機意識が強化されるほど、新国民としての民族モデルがより強化され、幼児教育のモデルとして追及された。また、戦時下の厳しい生活状況のなかで、幼稚園教育の中国化、大衆化を目指す教育家たちは、普及の難しい幼稚園教育の現状に立ち、家庭教育を重視し、家庭教育の向上、進化、発展を求めて、思想的営みを強め、思索を深めていった。

3 国民政府による幼児教育の制度的整備

(1) 幼稚園教育

1927年、南京国民党政府成立後、幼児教育制度の法的整備が進んだ。1931年の第3回国民党中央委員会で決定された「三民主義実施原則幼稚園之部」において、幼稚園教育の総目標として「倫理知識を重んじ、多く実践し、児童の忠孝仁愛信義平和の徳性を育てる」ことが掲げられた。その具体的目標には、児童の心身のすべてを三民主義教育に融合する、児童の個性と集団性を三民主義教育の指導の下でバランスよく発展させる、三民主義教育の下で、児童を実際の生活に適合する初歩的知識を備えるようにさせることなど、三民主義の教育方針の徹底が挙げられた。翌32年、国民政府の教育部が「幼稚園課程標準」を頒布し、さらに国内外の経験、

陳鶴琴、張雪門、張宗麟ら教育家などの幼稚園課程の実践的経験も吸収して、1936年に修正案を公布した。これによれば、幼稚園教育の総目標として幼児、児童の心身の健康の増進、幼児、児童の快樂と幸福の追求、人生の基本的優良習慣の養成、幼児児童の家庭養育への協力と改良はかることが挙げられている。また、「幼稚園課程標準」とともに交付された「幼稚園設置弁法」（1943年に修正して、公布実施）により、幼稚園制度を通じて児童期と児童の存在を尊重することが求められた。清末より民国初期にかけて導入された児童中心主義の思考が、ここに至ってようやく制度的にも尊重されるようになったと言える。

（2）家庭教育

①家庭教育の制度整備

1932年の「幼稚園課程標準」、及びその修正案（1936年公布）では、家庭教育は、幼稚園教育を助けるものであり、社会的意義を備えた機関とみなされている。1940年の「推行家庭教育弁法」は、政府の教育主管部が制定した家庭教育に対する専門的な法規で、19条からなり、家庭教育の管轄責任部門と業務遂行の詳細（管理、経費、監督、検査など）を規定し、各レベルの行政機関、団体との関係、家庭教育の推進、振興のための諸活動などの活動内容を挙げている。家庭教育の推進、振興のために、講習班の実施を掲げており（8条）、これに基づき「家庭教育講習班暫行」（1941）を公布し、民族意識の啓発、家事常識の普及、家政管理の改善を目指す講習会活動が行われた。家庭教育における教育責任は、父母にあると見なされているが、実際に行われる講習班の対象はすべて女性と規定されており、家政の管理と子女の育成を女性の役割とする性別役割分担の状況が明確に反映されている。そのほか、「家庭教育実験区施設計画要点」により、四川省に2箇所家庭教育の実験基地を作り、家庭教育の進化を目指す実践的、試験的な事業も行われた。⁽¹⁰⁾

②家庭教育論

全国の家庭教育事業の管轄部門であった教育部社会教育司が全国の社会教育機関と社会教育事業者に推薦した家庭教育の補導用教科書に、『家庭教育』（王鴻俊著 1940年非売版、1942年初版 正中書局）がある。もともと社会教育事業の発展のために社会教育司により編まれた《社会教育補

導叢書》の1つで、全3章（家庭教育の意義、要項、遂行）13節、付録（関連法令、参考書目）からなる。児童の生活の中心である家庭教育の重要性を基礎に置き、父母、家長の役割、家庭教育の種々の任務を説き、さらに家庭教育の担い手として必要とされる父母教育について説いている。あるべき父母の理想像とは、「良父賢母」であり、「良父賢母」を訓練することが、家庭教育を行う基本事業である」との考え方が基本にすえられている。

目指すべき父母像“良父賢母”の条件で、筆頭に挙げられているのは、「宗法の放棄」、「家父長制の徹底的な放棄」の要請である。「夫権観念があるために、児童は父母の間にある不平等を感じ取り、男尊女卑があるために相互の待遇の違いを感じ取り、父権の観念があるために、父親を特別に莊嚴で恐るべきものと感じる。児童を私産と見なし、父母の付属品とするために、独立した人格が失われる。父母教育では、父母としての正しい観念を注入し、家庭において一切の権力と権勢、不平等性を取り除き、合理的民主的な制度を実行し、各種の溝を取り除き、児童の親愛で活発な精神を養い、“児童私有”の観念を“児童国有”の観念に換えるべきである。児童を深く理解し、学び、行動し、社会に献身して、民族の栄光を増し、民衆のための福利をはかり、ただ1人1家のために生計をはかることのないようにする。ひとたび国家に事があれば、個人の自由、家庭の幸福を犠牲にして、民族、国家に献身できるようにする」、と述べている（第4節「家庭教育与父母教育」甲）。

40年版の出版時には、39年非売版にはなかった民族意識が挿入されている第2章「家庭教育の要項」では、“家族、宗族”の意識が強く、“国族”の意識が弱い中国人の考え方を変革する必要性を説き、民族国家の生存を勝ち取るために、個人と家の利益を惜しまず犠牲にすべきであると説いている。特に、児童の民族意識を啓発し、「民族至上、国家至上」の観念を養成し、民族の健全な成員として、国家のために忠を尽くし、民族のために「孝」を尽くすことを強く要請している。「国家未来の主人公であり、民族の継承者」である児童は、未来の国民としての資質を優良にするために、児童時代から養成訓練しなければならない。社会の基本組織である家庭にとって、幸福の基礎は児童であり、親子関係の基本は、父母に対する「孝」、子女に対する「慈」にある。子女を産み、育て、教え、一人前にする父母の恩徳の大きさに比べられるものはなく、「孝」は人類における理

想、道徳の最高原則である。

以上のように、儒教倫理を基本にしつつ、「児童私有」から「児童国有」を目指した王鴻俊の《家庭教育》は、父母と子女からなる「家の子」を基礎に置き、「民族の子」、「国家の子」の創出を目的に掲げている点に大きな特色がある。宗族の子としての役割を否定し、父母と子の関係のみを対象とする「家の子」と「国の子」を直接結びつける考え方は、「家」と「国」の直結により、国の強化をはかる国民党政府の家族観と一致する。国民党による国家政策の意向を忠実に反映した家庭教育論、子ども観の典型と言える。

（3）義務教育制度の整備

清末以来の幼児教育に一定の発展が見られたが、初等教育では、国民政府の所在地である南京の就学率が全国でもっとも高く 30 年代を通じて 69.6%、その他の章では 30 年代の上海 56%、広東、浙江 43%、湖南 22.2%、安徽 14.4%、遼寧 33.1% 黒竜江 14.5% で、辺境の少数民族地帯はさらに低く新疆氏 3.0%、チベット 3.2% である。⁽¹¹⁾ 1935 年には国民政府行政院より「実施義務教育暫行弁法大綱」、「実施義務教育暫行弁法大綱施行細則」、1937 年 7 月には「学齡児童強迫入学暫行弁法」が公布された。これによれば、学齡児童をもつ家長が貧困であれば、学費免除、公費援助などにより児童に就学の機会を保障すること、児童労働者の雇用主による就学期間中の給料減額の禁止、寄付などにより貧困児童の衣食を解決せねばならない義務などが定められている。さらに、入学すべき児童を就学させていない場合、家長に一定の処罰が下され、無断欠席、無断退学にも相応の処罰が下されるなど、法規上は義務教育の普及に積極的な内容が盛り込まれている。しかし、実際には多くの未就学児童が存在していた。その事実がこの法令の無力さ、実効性のなさを見事に物語っている。⁽¹²⁾

4 中国親族法と家族観

幼稚園教育、家庭教育、義務教育の施行、と国民国家としての教育体制の制度整備が進められたのと平行して、民族、国家の基本となる家族制度についても法整備が進められた。以下、1929 年より 1930 年にかけて行われた国民党政府における法整備のなかで、親族法に注目し、親子関係、結

婚問題について、その特色を取り上げることにする。

(1) 親族法の制定

①親族法と家制度

1931年に国民政府により制定された民法親族法（1930年交付、31年修正）は、他の多くの法規同様、公布されたものの、法規定として実質的に機能するにはいたらなかった。しかし、父母と子女の関係について、旧時代とは明確に異なる親子観、家族観が示されている点で、当時の法における親子観の考え方を知る手がかりとなる。31年制定の民法は、ドイツ法にならぬ、総則、債権、物権、親族及び継承の五編からなり、第4篇親族には、通則、婚姻、父母と子女、監護、扶養、家、親族会議の7章がある。家制をとることについては、第1次草案から成立までの4回の草案で、二転、三転した結果である。すなわち、清代法律館編纂の旧法では家族主義を採り、家規定が設けられていたが、新法では、第1次草案で個人主義を採り、家制を廃棄、第3次草案で再び家族主義を採り復活、第4次草案で個人主義をとりまた廃棄、最終的に人々の観念に根強い家制を残す方式が採択された。二転、三転の背景には、家族主義から個人主義へと進展する時代の趨勢を認識しながら、なお中国社会の社会組織形態として根強い家を廃止することに対する社会的懸念、社会秩序の保持に関する危惧が強かったためである。中央政治会議の決定では、「中国の家制度は数千年来社会組織の基礎をなしてきたものであり、これをひとたび根本より覆そうとすれば、その行いがたさは疑うところなく、あるいはまた社会への影響があまりにはなはだしい。事実上、この組織を保留することをもって宜とし、法律上においては、自ずから家制の存在を承認すべきである」（親族法審査意見書第8点の説明）としている。こうして家制の規定は残されたが、内容面では、祖先祭祀の条項の削除をはじめ、家族主義と異なる個人主義の立法をとり、親子関係、家長の規定などに、新時代の観念が反映されている。⁽¹³⁾

②民法上の年齢規定、婚姻年齢

民法の権利能力は、胎児から個人の利益が発生するものと見なし、行為能力は満12歳からを成人として認めている。また、7歳未満の未青年は行為能力をもたないが、7歳以上の未成年にはこれを認め、未成年で結婚

しているものの行為能力も認めている。しかし、婚姻事態は、男満 17 歳未満、女満 15 歳未満の婚約、男満 18 歳未満、女 16 歳未満の結婚は認めず、未成年の婚約、婚姻は、ともに法定代理人の同意を必要とした。1915 年北洋政府の草案段階では、男 16 歳未満、女 15 歳未満を結婚不可能年齢としていたから、1 歳ではあるが結婚可能年齢を引き上げたことになる。また、早婚の改善をはかるとともに童養媳も禁止した。

③家制・家長・親子関係

民法上のいわゆる家は、同一戸籍に属する者（日本）、戸籍に関わりなく共同生活を営む者など、各国の立法により異なる。中華民国親族法では、旧法は同一戸籍に入る者を基準とする形式主義を基本にした上で、同居者を含める実質主義を採用していた。これに対して、新親族法では、「永久の共同生活を目的として同居する親族集団」と規定し、実質主義を採用している。家長の定義では、旧法の権利に重い規定から義務の観点を強める規定に修正し、親子関係の規定も子女に対する父母の権利を示す「親権」から、両者の平等の関係を示す「父母と子女の関係」に変更した。こうした変更点により、親族法の基本思考が従来の家族主義から個人主義へと変化したことが読み取れる。

祖先祭祀の廃止を規定し、家制を父母と子女の関係を核にし、財産継承権を男女に認めた（未婚者を含む）ことは、男系血統を偏重する伝統的家族制度を打破する原理を制度的に導入した意味をもつ。また、親子関係において、子に対する親の専有権を認めず、婚姻における子女の主権を規定したことは、子の親に対する独立した人格を保障する意味をもつ。法制度上における親子関係、子ども観の大きな変化といえる。そのほか、童養媳の禁止により、女兒に対する保護観念を成文化したことも進歩的な側面といえる。しかし、納妾を禁止し、家族の構成員に妾を認めなかったことにより、従来保障されていた妾の法的保護が奪われる結果が生じるなど、新たな民主的規定の誕生が正負二重の意味が生じる問題をもっていたことも理解しておく必要がある。⁽¹⁴⁾

（2）現実の家族状況

旧法の親権、家長権の強い家族制度を改めた新時代の親族法は、法観念に反映された子ども観、家族観としては画期的であり、重要な意義をもつ

ている。しかし、この親族法は、上述したように公布されながら、実際に法的効果を生み出すことができず、その存在が都市でのみ知られた有名無実の存在であった。また、オルカ・ラングや、民国期の社会学者、優性論者藩光旦の調査では、若手の間でも家族制度に対する保守的な思考が強く、主婚権をもつべき当事者自身が父母の意向を重視する傾向が強く示されている。「孝」の観念によって支えられている扶養義務についても子ども世代が自ら積極的に支持する思考を示している。これらについては、次項において、やや時代を遡るものであるが、意識調査を参考資料として取り上げた。

(3) 家族調査と藩光旦の家族論

1) 《時事新報》意識調査(1927年)

1927年6月、《時事新報》「学燈」で読者に募った家庭問題に関する意識調査が行われた。前後3回の調査で、計317(女子44人、13.9%、男子273人、86.1% 年齢14歳~57歳、30歳までの青年女子41人、女子青年男子233人)の回答を得た(調査データの対象、範囲など、詳細は、『成蹊法学』次号掲載予定の参考補助資料(3)の後半を参照)。¹⁵⁾《時事新報》の販売部数の百分の一という数値ながら、家族問題に関する社会世論の傾向を物語るものであり、藩光旦が調査結果に分析を加えている(《中国的家族問題》1936年)。

2) 家族制度

家族制度について、下記の4問がある。数値はそれに対する回答である。

① 家族形態

1、中国の大家族制度には、いろいろな価値があるから、保存されるべきである。

賛成者	91	29.0	(男 79 女 12)
不賛成者	226	71.0	

(男 194 女 32)

近代中国における子ども観の社会史的考察（3）

2、欧米の小家庭制度にはいろいろな価値があり、完全に採用すべきである。	
賛成者	126 40.5 (男 106 女 20)
不賛成者	185 59.5 (男 162 女 23)
* 未記入 6 (男 5 女 1)	
3、欧米の小家庭制度は採用してよいが、祖父母、父母は子あるいは孫の代と順番に同居し、扶養を受けるべきである。	
賛成者	205 64.7 (男 174 女 31)
不賛成者	112 35.3 (男 99 女 13)
4、小家庭制取り入れ、祖父母と父母の生計は子あるいは孫の代が受け持つが、同居はしない	
賛成者	194 61.8 (男 167 女 27)
不賛成者	120 38.2 (男 104 女 16)
* 未記入 3 (男 2 女 1)	

* 大家族制は、祖孫父子のほか兄弟叔父甥などが長期に暮らすか生計が1つであるもの、小家族制とは夫婦及び少数の子女からなる場合を想定している。

上記の結果を基にして、潘光旦が提出したのが家族に関する2種類の公式である。すなわち、親（基本世代）が子ども（第2世代）を養育するのみで、子どもからの扶養がない家族（小家族制）と、親世代が子どもを養育し、かつ子ども世代から扶養を受ける家族制である。後者は、中国の伝統的な大家族のもつ枝葉を取り除いた（夫婦と子ども）形態で、欧米小家族制と同じく小家族を基本として構成される。中国の伝統的な家族と異なる点で、折中型と名づけられている。親子間の相互扶養方式をとらない西欧型の小家族に対して、親子間の相互扶養方式を採用しながら中国の伝統的大家族制の煩雑さを避け、核家族をとる小家族制は、中国の状況に見合った妥当性もち、かつ望まれている家族モデルと評されている。⁽¹⁶⁾ この比較方式は、本論文（2）（『成蹊法学』82号）にも記述したように、現代中国の社会学者費孝通が、現代中国の家族と西欧社会の家族の比較公式として取り上げたものと同一である。費孝通の理論モデルでは、親子間の扶養の有無ではなく、扶養役割が義務権利関係として法規定をもつか否かに、公式成立の要件が求められている。潘光旦は、法規定の有無を根拠としていないが、中華民法における扶養規定、現代中国の憲法（80年）、開国以来の婚姻法における扶養規定を見れば、中国の家族公式としての普遍的な意味が見出せる。民国期以来の長いスタンスをもったこの家

族モデルは、都市型核家族が増えるなか、今後変動する可能性をはらんでいるが、中国における家族の公式として、歴史的に保持されてきた息の長さ、その持続性に注目したい（潘光旦分析、及び費孝通の理論モデルについては、『成蹊法学』次号掲載予定の参考補助資料（3）の後半を参照）。

②祖先祭祀

5、祖先の祭祀には、十分な宗教的神秘的価値があり、これを維持し、より大切にするのがよい。					
	賛成者	46	14.5	(男 37	女 9)
	不賛成者	271	85.5	(男 236	女 35)
6、祖先は記念すべきであるが、祭祀の方式はとらず、他の方式を用いてこれに変えるのがよい。					
	賛成者	256	81.5	(男 223	女 33)
	不賛成者	58	18.5	(男 48	女 10)
					* 未詳 3

上記の回答によれば、祖先祭祀への観念は抱かれているものの、宗教的な観念によるものではなく、違和感のほうが強くもたれている。祖先祭祀による宗族、家族観念の形成要素は、少なくとも重視されてはいないものと読み取れる。

③婚姻の裁可

33、完全に父母あるいはその他の親族中の目上の者が決めるのがよい。					
	賛成者	2	00.7	(男 2	女 0)
	不賛成者	268	99.3	(男 268	女 44)
					* 未詳 3 (男 3)
34、本人が決め、父母の同意を得なければならない。					
	賛成者	132	41.8	(男 107	女 25)
	不賛成者	184	58.2	(男 165	女 19)
					* 未詳 1 (男 1)

35、本人が決め、父母の同意を求めなければならない。				
賛成者	253	80.6	(男 216 女 37)	
不賛成者	61	19.4	(男 54 女 7)	
				*未詳3 (男3)
36、完全に本人が決めるのがよい。				
賛成者	107	34.4	(男 93 女 14)	
不賛成者	204	65.6	(男 175 女 29)	
				*未詳6 (男5女1)

婚姻に関する決定では、父母、目上の者による決定には強い反対があるものの、当人のみの決定にもなお反対が多い。婚姻について本人の決定を重視するとともに、父母の同意について、あるほうがよいではなく、得なければならないものと考えている点に特徴が読み取れる。婚姻は、なお本人の問題であるだけでなく、父母の存在と不可分である。子どもを完全な個人とは見なしきれない子ども観が父母の側ばかりでなく、子どもたる子女の側にも根強いことがわかる。潘光旦の分析では、父母の意見に対して、子女が判断の妥当性を期待している一面が指摘されている。青年層では、人生の大事に対して、父母の判断力に信頼感を寄せている側面もあると推察される。

（4）「母の息子たち」の結婚

前項で取り上げた「婚姻の裁可」に関する意識調査にもうかがえるが、子どもの個性を尊重し、子どもの人格の独立性を尊重する気風は、五四新文化運動以降の社会思潮となっていた。しかし、そうした主張を提唱した清末民初の知識人層が、自らの結婚においては、必ずしも自己の意思を貫徹してはいなかった。父母、特に寡婦となった母の意向を受け入れて旧式の結婚に同意し、その後、自らが自由恋愛により、新たな伴侶を選び、二重婚の悲劇が生まれる状況がかなり多く見られた。たとえば、「犠牲者である女性の道連れとなり、後の世代を解放しよう」と提起した魯迅は、母の選んだ旧式結婚の相手に対して経済保障の責任を果たしたものの「母の嫁」と呼んではばからず、「母なければ子は強し」、感謝は人の生きる力を奪うものであるとの思いを一度ならず吐露している。また、胡適は結婚にあたり、自らのためではなく、母のための結婚であることを従兄弟宛の

手紙にもらしている（以上、魯迅、胡適の関係文献は『成蹊法学』次号掲載予定の参考補助資料（3）の後半に収録）。西欧近代の思想の洗礼を受け、女性の抑圧の歴史を知ればこそ、伝統社会において女性抑圧を受け止めながら自らを慈しみ育てた母（特に寡婦）に対する思いが、息子としての自由な行動を規制する大きな力となっていた。父母の意向、特に寡婦となった母の決めた旧式婚姻と自らが選んだ新伴侶との二重の婚姻悲劇は、個別の事情、個人の資質に関わるとはいえ、当時の社会構造、近代中国の歴史的構造より生じる問題である。このことは、旧式の子ども観が父母の側だけでなく、子どもの側にも強く存在し、成人になってもなお親子関係を強く規定していたことの例証である。旧中国の子ども観は、親の意向に自己の意志を反映できないばかりか、むしろ自らの意志で自己の要求を放棄する子ども自身の内面を形成するものであった。

（5）ソビエト区の法規定

共産党の支配する根拠地でも、1928 年以降各地の革命根拠地で婚姻条例が作られ、1934 年 4 月に「中華ソビエト共和国婚姻条例」（1931 年版の修正版）が公布された。また、同年 12 月には「中華ソビエト共和国憲法大綱」（31 年 11 月の修正版）も公布され、婚姻、離婚の自由、離婚後の児童の養育に対する保護、早婚と童養媳の禁止、児童労働の制限、可能な範囲での無償義務教育など、児童の生活、婚姻、労働上の保護、文化教育に関する条項が規定された。離婚後の児童養育では、女性が養育した場合、男性側は 16 歳までの養育費の 3 分の 2 を負担すること、女性の再婚時に養父となるものが養育を希望する場合はソビエト政府に届け出ること、成人になる以前に養育を放棄することを禁止するなど、児童保護策が明記されている。婚姻条例は、各地で内容（細則）が多少異なる面があり、憲法大綱も「陝甘寧辺区施政綱領」は 1941 年、「陝甘寧辺区憲法原則」は 1946 年に、それぞれ批准され、婚姻政策、児童保護、教育政策について憲法による保障が提出された。

5 働く子ども

児童中心主義の子ども観、子どもの独立した存在を認める近代的な法観念などに近代的な子ども観実現への試みを見ることができる。しかし、幼

稚園教育を受けられる幼児は余りに微少であり、家族法の規定に守られる幼児がどれほど存在したかという点では、現実における機能はあまりにも弱かったと言わざるをえない。国民国家としての建前として掲げられた制度の裏では、多くの貧しい子どもたちが貧困のなかであえいでいた。その根底には、子どもの労働が稼ぎ出すわずかな給料でも手放せない家庭経済、粗悪な食物でも得られるだけましであるという劣悪な生活状況があり、子どもを資産と見なし、その労働に頼らざるをえない極度の貧困があった。幼児労働は、雇用者にとっては廉価で有用な労働力であり、貧しい労働者家庭から成人と幼児労働の2つを引き出すために、大人と子どもの賃金を抑えることが必要であった。以下、当時、大多数の子どもが置かれていた過酷な現実、児童労働とこれをめぐる法規定について取り上げる。

（1）児童労働者（“童工”）

農村地帯の貧しい中、雇農と都市の下層民が人口の大多数を占める旧中国では、多くの子どもにとって、生きることそのものが生存を得るための戦場にほかならなかった。貧しい農村では、親が生き延びるための方途として子どもが売られた。女兒は童養媳、あるいは娼婦や小間使い、男児は徒弟や鋤夫、そして男女ともタバコ、紡績、マッチ、電球などの工場など、彼らが働けるところなら、どこにでも売られた。旧中国にはびこる児童労働の多さに、アメリカ人ジャーナリストニム・ウエールズは、「中国は児童の労働に依存する国だ」、「あらゆる階級のあらゆる親が子どもを自分のために働かせるという、古い権利に執着をもっている」、「私は、中国人民の約半数は児童労働に巢食う、怠惰な寄生虫ではなからうかと考えるときがしばしばある」、と語っている（邦訳『人民中国の夜明け』1965）。⁽¹⁷⁾児童労働の過酷な現実については、フランス人作家ボーヴォワール、社会学者オルカ・ラングはじめ多くの記述が見出される。⁽¹⁸⁾これら外国人の著述に引用され、旧中国の児童労働状況について貴重な資料を提供しているのが、1923年上海工部局から「児童労働委員会」の委員に任命され、幼児労働の状況を調査したM・アンダーソンの著述（邦訳『支那労働視察記』、1939年）である。⁽¹⁹⁾これには、解放前の中国社会の幼年労働者の悲惨な状況が驚きと嘆きを込めて記されている。以下は、これらの著述、及び関連資料から抽出した解放前の幼児労働の概況である。なお、

児童労働の規制をめぐる法規の一部は、『成蹊法学』次号掲載予定の参考補助資料（3）の後半に収録する。

（2）児童労働の状況

幼児労働者の年齢は、通常は 10 歳ぐらいであるが、早ければ 5、6 歳の者さえも少なくなかった。労働時間は、成人と同じ 12 時間から長い場合は 16～18 時間にまで達したが、給料は成人の半分だった。しかも、農村などから売られてきた場合は、請負人が 3 年から 5 年の住み込み賄いつきで、給料を出さない契約が交わされ、本人には身柄を自由にする権利がまったくなかった（“包身工”）。請負人は、毎月工場から出される給料 4～5 元のうち、1～2 元を親に支払うのみで、本人は無月給で、年季があけて、能力があれば給料をもらえるようになれる仕組みであった。しかし、劣悪な労働条件、生活環境のなかで、健康な成人に成長できるかどうかじたいが不確実であり、将来に対する保証とはなりえないのが実情であった。労働が激しい上に、しばしば工場主や現場責任者から虐待を受け、殴り殺される者すら珍しくなかった。一部の記述には、蒸し風呂のような製糸工場で、18 ミリの鉄線を束ねたムチをもつ監督が 12 時間労働をする幼児労働者を背後から打つといった光景が見られたとの記録もある。⁽²⁰⁾子どもたちが働く職場には、マッチ、電球、ねじ、紡績、おもちゃ工場、洗濯屋などがあった。紡績工場では、長時間熱湯を使って繭を紡ぎ、指や目を充血させる子ども、マッチ工場では無防備に素手で有害物質（リン）を塗り、その手で物を食べる子どもなどの状況が記されている。過剰な長時間労働に加え、休日はもちろん休息时间すら満足にとれぬため、疲労のため機械の上に倒れこんで足を切断するもの、機械に巻き込まれて死亡するものなど、過労による労働災害も多発し、工場内に怪我や病死にいたる者が多数見られたという。⁽²¹⁾さらに、鉱山には、大人にできない極端に狭い坑道での作業を強いられる幼年鉱夫たちがいた。労働は非常に過酷で、たちまちのうちに生育を阻まれ、病気になる者が多かったという。無給、あるいは薄給（成人男性のほぼ 3 分の 1）の上、休み時間もなく長時間続けなければならない激しい過酷な労働、劣悪な労働、生活環境、飢えや寒さ、虐待など、まさに牛馬に等しい労働を強いられていたのが、中国の児童労働——実際には幼児労働であった。しかし、どれほど過酷な条件であっても、また低額の賃金、残飯に等しいような食べ物であっ

でも口にできるだけ、家庭にいるよりましであったという。生存に足るだけの環境すら得られないこうした児童労働者が学校教育に無縁であったことは言うまでもない。

（3）児童労働規定

①北京政府の工場法にみる児童労働規制

児童労働に関する規制は国際的には19世紀半ばにはじまり、1890年のベルリンで、英米仏独伊スイス、デンマーク、ノルウェーなど12カ国が参加した国際会議で、最低労働年齢の共通認識をめぐる論議が行われた。残念ながら、決議としての一致を見ることはできなかったが、その後の各国の幼児労働に対する法規策定に大きな影響を与えた。さらに1921年のジュネーブ会議で、農場労働は学齢児童の学習時間内でのみ認める、18歳以下の航海労働を禁止する、農場、工場労働で14歳以下の者には毎晩連続10時間以上の休みを与え、18歳以下の児童労働者にも9時間以上の休息を与えるなどが決められた。これらの規定はあくまで基準であり、実施は各国の自由裁量に付され、批准時期の制限もなかったが、1920年代前半になってからは、各国で相次いで相応の対応が見られるようになった。北京政府も「暫行工廠法通則」（『成蹊法学』次号掲載予定の参考補助資料（3）の後半を参照）を公布し、そのなかで男子10歳、女子12歳未満の雇用を禁止し、男女18歳未満を幼年工として、軽便な業務に従事させること、8時間以上の労働、夜間労働の禁止、毎月3日間の休息、有害物質からの保護規定、毎週幼年工及び未就学の職工に対して雇い主が10時間以上の補習教育を受けさせ、その費用を負担することなどが盛り込まれている。（適応工場は労働者100人以上の工場と危険を伴うあるいは有害な衛生環境をもつ工場とされた）。⁽²²⁾また、同年農商部が交付した鉱夫待遇規則の児童労働者に関わる条項には、14歳以下の男子は鉱夫としての雇用を禁じ、12歳以上17歳未満の幼年工は坑外の軽便な労働に従事させ、17歳以下の男子と18歳以下の女子は毎日8時間以上の労働を禁じることとしている。⁽²³⁾しかし、他国の場合にも見られるが、これらの法規は、実際にはほぼ机上のものであり、ほとんど実効性はなかったのが実情である。国民政府時代に成立した「工廠法（草案）」では、14歳未満の男女の雇用禁止、及び14歳以上16歳未満の男女を幼年工として、軽便な作業のみ従事できると規定している。しかし、30年代のこの法規もまた実質

的效果を持たない空文であり、10 歳前後の子どもが各地の工場で働く姿は一般的に見られ、一部の工場では相変わらず 6 歳未満の子どもが働き、鉱山機械などの重労働に 14 歳の児童労働者が使われ、労働時間も 12 時間以上、14 時間、16 時間の状況が続いていた。

②上海租界地区の労働規定

M・A アンダーソンが任命された上海工部局による「児童労働委員会」は、上海租界における幼児労働を規制するため、1923 年より上海租界の児童労働状況について調査を始め、翌 24 年の報告書提出までの期間に大がかりな調査を行った。そして、① 10 歳未満（4 年以内に 12 歳に達する児童の雇用禁止）、② 14 歳未満の児童の 1 日 12 時間以上の労働禁止、1 日 1 時間の休憩義務、③ 14 歳未満の児童の 14 日ごとの 24 時間休日、④ 14 歳未満の児童の労働条件（安全設備のない機械、危険な場所、健康上有害の恐れのある任務の禁止）といった勧告要項を取り決めた。規定の策定においては、児童労働の禁止が貧困家庭の収入をさらに圧迫することになる、児童雇用は親に対する慈善的事項であるとするなどの見解が見られた。⁽²⁴⁾ 実際に、成人男性の 3 分の 1 以下の賃金は、雇用者側に廉価で有用な労働力であるとともに、どれほど廉価であっても貧困家庭にとっては生活のためには不可欠な収入であった。結局、この労働規定は、国内勢力の反対、5.30 事件の影響で、実現するにはいたらなかった。しかし、委員会が決めた 10 歳未満の労働禁止令は、当時の国際基準 14 歳をはるかに下回るものである。数年をとる中国の年齢法から見れば、立っていることさえおぼつかないような幼児、嬰兒がかろうじて雇用対象にならなかったにすぎない。労働禁止の対象になったのは、児童労働というより、幼児労働である。中国における成人の労働条件の劣悪さを世界最悪と見なす記述は多いが、幼児労働の状況はこれをさらに上回る過酷さであった。状況から見て、おそらく 5 歳が実質的な労働可能年齢であったと推察される。なお、上海に隣接する江蘇省にも上海の租界と同様の児童労働規定を実施することを求める交渉が行われている。1 度は承認されたものの、こちらも戦乱により実施されるには至らなかった（『成蹊法学』次号掲載予定の参考補助資料（3）の後半を参照）。

③清末北京慈善教養所における労働規定

児童労働に対する法的規制は、上記のような展開をもつたが、慈善事業方面での労働規定もまた児童の状況を理解する参考になる。慈善事業施設における労務規定は、すでに20世紀初頭清朝政権のときに見られる。これもまたほとんど実施効果を得なかった死文であるが、その規定のなかに当時の児童、幼児労働の厳しさが映し出されている。⁽²⁵⁾北京での早期の規定は、1906年前後に出された北京市の市管理法規制で、そのなかで児童の教育養育施設への収容や業種管理規則などに関する規定があり、そこに児童労働者の最低年齢の規定、労働時間規定などが見られる。たとえば、1906年に京師外城総庁が定め、民政部で立案となった「外城初級教養工場章程」（15章21条）に記された収容規定は8歳以上15歳以下の職業がない乞食、貧民の幼児であり、収容し、単に生活を救済するだけでなく、識字教育、生活を支える技芸を教えることが宗旨にうたわれている。学習、労働、休息などの規定があり、それによれば労働時間は、13歳から15歳は1日5時間で、週30時間以内、10歳から12歳は1日4時間で週24時間以内、8歳から10歳が1日3時間で週18時間以内と定められている。教養所という慈善収容施設であるが労働の規定が8歳からあることに注目したい。このほか、「内城公立博濟工場初級章程」（1906年）では13歳以上18歳以下の貧民児童の収容を対象とし、「創弁京師内城貧民窮教養院章程」（1908年）では12歳以下のものに対して工場での技能学習、7歳以上の児童には学校教育を与えるなどのことが規定されている。⁽²⁶⁾

④ソビエト区

上述してきたように児童労働より幼児労働の規定というべき法規でさえ、実質的には実行力をもたないか空文、死文であった。しかし、30年代のソビエト区、根拠地区では、限定された範囲ではあるが、幼児労働の現実に改善が見られ、実質的に悲惨な幼児労働であった童養媳も禁止された。瑞金ソビエト政府時代は、1931年1月「ソビエト区第1次代表大会児童運動決議案」と翌32年3月の「中央ソビエト区児童幹部会議決議案」に、14歳以下の児童の雇用（児童労働者、徒弟）と重労働の禁止、教育活動（レーニン小学校入学や無理な場合に読書班に参加を義務付ける）などの条項が見られる。あわせて家庭生活についての注意として、児童の保護と衛生知識の普及、体罰の禁止などが挙げられている。さらに、1931

年 12 月に施行された「中華ソビエト共和国労働法」では、14 歳以下の雇用と徒弟制度の禁止、14 歳から 16 歳までの児童労働者の労働時間制限（1 日 4 時間以内）、16 歳から 18 歳までの青年労働者（“青工”）の労働時間制限（1 日 6 時間以内）を定めたほか、煩雑、危険な業務、夜間労働の禁止、成人と青年労働者の同一賃金などについても規定している。⁽²⁷⁾ もちろんこうした瑞金ソビエト政府時代の児童保護は、国民党の包囲攻撃にさらされる戦火のなかで公布されたものであり、非常に限定された範囲を対象とし、その成果も限られていた。しかし、ソビエト区での試行は、その後、革命根拠地、中華人民共和国建国後に継承され、共産党の政策の土台となった。

注

- (1) 本稿は、『成蹊法学』72 号（2010 年 6 月）に発表した「近代中国における子ども観の社会史的考察（1）——伝統的子ども観の揺らぎと近代的子ども観への胎動」、同 82 号（2015 年 6 月）「近代中国における子ども観の社会史的考察（2）——近代的子ども観の提起——児童中心主義と人類主義、「個」の創出」の続編である。前出論文同様、科学研究費基盤研究 B 報告書『近代中国における子ども観の社会史的研究—子ども・家族・国家』（2006 年 3 月）第 3 章を加筆、修正したもので、参考資料は、同報告書資料を基に再編集したものであるが、紙幅の制限により本号と次号に分割掲載することにした。
- (2) 1904 年以降に定められた「蒙養院章程及家庭教育法章程」では、3 歳以上 7 歳以下の幼児を対象としていたが、その後の主要な幼稚園の収容対象年齢は、3 歳から 8 歳までの間で、ばらつきがあり不統一であった。幼稚園教育が対象とする幼児（子ども）の概念は、まだ不確定であったと言える。
- (3) 1927 年南京国民政府成立時に、南京の幼稚園は 3 ヶ月で 4 箇所から 19 箇所に増え、上海にも増加の趨勢が見られた。易慧清《中国近现代学前教育史》東北師範大学出版社、1994 年、p108
- (4) 南京一女師範による調査。1907 年から 1909 年までの不完全な統計によると 1907 年蒙養院 428 箇所、院児 4,893 人、1908 年 114 箇所、院児 2,610 人、1909 年蒙養院 92 箇所、院児 2,664 人。1921～1922 年の中華キリスト教教育調査団の報告によれば、五四運動前夜にキリスト教学校は、全国で 7,382 箇所あり、その内、幼稚園は 139 箇所ある。数値はあくまで概況把握のための参考補助資料である。何曉夏主編《簡明中国学前教育史》北京師範大学出版社、1990 年、p132、前掲劉英傑主編《中国教育大事典》（1849-1949）浙江教育出版社、1995 年、pp546～547
- (5) 同上
- (6) 参考補助資料（3）「郷村幼稚園宣言」参照

- (7) 陶行知が創作した「教師歌」（中華兒童教育社の社歌）には、教師が子どもの隊列に来て子どもを発見し、理解し、解放し、信じ、子どもにならなければ、子どもの教育がなりたないことが歌いこまれている。陶行知の教育観、子どもの位置づけ、子どもと教師の関係が明瞭に示されている。本論文の続編（4）に記述予定
- (8) 長男陳一鳴の教育実践に基づく《兒童心理の研究》、《家庭教育》（1925年）、東南大学の支援を得て、中国初の現代幼児教育科学の実験園として教育実践を重ねた南京鼓楼幼稚園の総括「我們的主張」（1927年）など、多くの研究成果を20年代に陸続と発表した。また、1927年、陶行知、張宗麟とともに幼稚教育社（後に、全国的な組織として中華兒童教育社に発展）を設立し、幼児教育の学術的研究活動を進め、兒童中心主義の教育観を具体化した実践的な教育実験を行った。
- (9) 抗戦勝利後、「現代中国人として」の文言は、より開放された世界的視野を持つべきものとして「世界人として」に置き換えられ、「人として、中国人として、世界人として」に改変された。黄書光《陳鶴琴与现代中国教育》、上海教育出版社、pp178~183 参照
- (10) 四川省江津県白沙鎮と四川省嘉陵江三峡実験区北碚鎮、実験期間3年、国立女子師範学院と国立重慶師範学校により実施された。王鴻俊編《家庭教育》教育部家庭教育補導叢書之六、1942年、正中書局などによる。
- (11) 中国青少年研究中心主編《百年中国兒童》、新世紀出版社、2000年、p532による。
- (12) 中国近代の義務教育の沿革、実施状況などは、田正平・肖朗主編《世紀之理想中国近代義務教育研究》浙江教育出版社、2000年参照。現在もっとも詳細な専門研究の成果といえる。
- (13) 祖先祭祀の規定削除は、単なる民主的規定というだけではない目的性がある。「家」の上に「宗族」という集団を置くことは、国家への結束性を弱めることになる。「家」を父母と子女を核とする集団と見なし、国家に直属させることにより、近代国家体制の確立を求める国民党政府の意図がより貫徹しやすくなる点を読み取っておく必要がある。
- (14) 姦通罪の規定を当初「夫を有する妻」としていたこと（1934年「配偶者を有する者」に改正）をはじめとして、夫婦間の財産権、姓名権などでも契約がなければ男性が優先されるなど、家父長制の強化につながる要素も少なくなかった。過去の規定に比べ、男女平等の要件が根底に置かれているものの、性別役割分業の視点、男性優位の視点は、なお残存していたといえる。
- (15) 調査者のうち、未婚者176（男子151、女子25）、既婚者118（男子102、女子16）、その他23。主な職種は、学識界141（うち学生105）、商工界68、交通界20、政界9、医薬界9など。データの詳細は、『成蹊法学』次号掲載予定の参考補助資料（3）の後半を参照。
- (16) 潘光旦は、中国の折中型は大家族制度の傍系を取り除いたものと見なしてい

る。実際は、西欧家族の場合は夫婦と子ども、中国の場合は親子と子どもが基本関係であり、同じ核家族でも意味が異なる。中国と西欧の家族公式を考える上では、この点が重要となる。

- (17) ニム・ウェールズ 浅野雄三訳『人民中国の夜明け』現代史の証言双書；振興出版社、1965年、pp53～54、原件 Nym Wales. 『Inside of Red China』1939年。「私が中国に来て最初に感じたことは中国がもっとも必要としているものは子どもたちの革命であり、子どもたちはその身に負わされている旧来の汚辱と不正を払いのけなければならないということだった」(p 54)、「私は中国共産党がたとえほかにになにもせず、ただその治下にあるすべての子どもたちを解放し、彼らの生活に誇りと意義を与えたことを発見しただけでもよろこんだであろう」(p55)と語っている。
- (18) シモース・ド・ボーヴォワール著 内山敏・大岡信訳『中国の発見——長い歩み』紀伊国屋書店、1966年、pp153～162(原題『La Longue Mache』1957年)。児童労働についてはpp158～160に、本文中に記したA・M アンダーソンの著述ほか、上海の衛生監督官レウイー・アレー、YMCA 工業部トーマス・チョウ、フランス人ツィンチンチェン、アメリカ人ハウザーなど、複数の引用により、児童労働の状況を記述している。
- (19) A. M. アンダーソン著・高山洋吉訳『支那労働視察記——支那に於ける人間性と労働』生活社、1939年 附録：特定産業に於ける児童雇傭取締令他、原題：Adelaide Mary Anderson. 『Humanity and Labour in China——an industrial visit and its sequel 1923 to 1926』、特に、pp 190～204、pp216～219で、「児童労働委員会」の調査報告書からの引用などにより幼児労働の状況を紹介している。アンダーソンの『支那労働視察記——支那に於ける人間性と労働』での労働問題の分析に対して、批判的見解を示しているヴェイトフォゲール著『支那経済史研究』(横川次郎訳、叢文閣、1938年、p 217)には、上海市会の報告による同市の児童労働者数が挙げられている。それによれば、上海市の工場には、168,885人の児童労働者がいて、13歳以下は、147,414人(男児労働者44,173人、女児労働者103,214人)、12歳以下の児童は21,471人(男児労働者3,766人、女児労働者17,705人)である(資料出所：S・K シェルドン・ツォー「支那の現時の労働条件」《マンスリィ・レーバー・レビュー》ワシントン、1928年26巻4号、p 44；S. K. Sheldon Tso, Present Labour Conditons in China, Monthly Labour R eview. Washngten. 1928年、Vol26、Nr4.S49ff)。なお、同書には、児童が「仕事にありつこうとする苦心のあまりに、事実より老けて見せようとして、虚偽の報告をなすということは自明のことなのである」との記述がある(同書p 217)。実際の児童労働の年齢がさらに低い可能性が示唆されている。
- (20) 注18 ボーヴォワール『中国の発見——長い歩み』、p161
- (21) 同上 p162には、上海の衛生監督官レウイー・アレーによるとして、ボーヴォワールが紹介している電球工場の児童労働者の状況が記載されている。それに

近代中国における子ども観の社会史的考察（3）

よれば、逃亡を防ぐために武装した守衛がいる工場で、1日14時間労働で働く子どものほとんど全部が機械で怪我をしており、29人の内11人が切断手術を受け、他の工場で働いている64人の内、30人が手足の指を失くしていたという。

(22) 沈丹泥《童工》、世界書局出版社、1927年、pp69～71

(23) 注(18) ボーヴォワール訳『中国の発見——長い歩み』p160

(24) 中国人紡績協会の発言。注19 アンダーソン『支那労働視察記——支那に於ける人間性と労働』p207

(25) 1905年に開設された北京丹華マッチ工場では、1,200余りの工員のうち児童労働者は900人余り、労働者数の80%を占め、最少年齢は、5、6歳、1日の労働時間は16、17時間、朝3時45分に起床、同4時から夜9時、10時でようやく休息できた。1ヶ月の労働で得られる賃金は、5、6元、毎月3元9毛の食事代を収めた。そのため、1932年段階で、経営者が約500人の児童労働者から吸い上げた利益は、数万元に上ったという。《百年中国児童》p531による。

(26) 《百年中国児童》pp506～507による。

(27) 31年の「中華ソビエト共和国労働法」は、33年に修正され、42年に「陝西甘寧辺区労働保護条例（草案）」として公布された。そこでは14歳から18歳を青年労働者とし、労働時間を1日6時間以内と規定している。

《参考補助資料》(3) (本論文第 2 章までを収録)

* 下線は湯山による

1 教育家たちの試み

(1) 陶行知と教育活動

① 创设乡村幼稚园宣言书

从福祿伯 发明幼稚园以来，世人渐渐的觉得幼儿教育之重要；从蒙梯梭利 毕生研究幼儿教育以来，世人渐渐的觉得幼稚园之效力；从小学校注意比较家庭送来与幼稚园升来的学生性质，世人乃渐渐的觉得幼儿教育实为人生之基础，不可不乘早给他建立得稳。儿童学者告诉我们，凡人生所需之重要习惯、倾向、态度，多半可以在六岁以前培养成功。换句话说，六岁以前是人格陶冶最重要的时期。这个时期培养得好，以后只须顺着他继长增高的培养上去，自然成为社会优良的分子；倘使培养得不好，那么，习惯成了不易改，倾向定了不易移，态度决了不易变。这些儿童升到学校里来，教师需费尽九牛二虎之力去纠正他们已成的坏习惯、坏倾向、坏态度。真可算为事倍功半。至于不负责的教师，那里顾得到这些。他们只一味的放任，偶然亲自看见了也不过给儿童一个消极的处分。于是坏习惯、坏倾向、坏态度蓬蓬勃勃的长，不到自害人不止。这是必然的趋势。

有志儿童幸福的人和有志改良社会的人看此情形，就大呼特呼的提倡广设幼稚园。但提倡的力竭声嘶，而响应的寥若晨星。都市之中尚有几个点缀门面，乡村当中简直找不到他们的踪迹。这也难怪，照现在的情形看来，幼稚园倘不经根本的改革，不但是乡村里推不进去，就是都市里面也容不了多少。

依我看来，现在国内的幼稚园害了三种大病：一是外国病：试参观今日所谓之幼稚园，耳目所接，那样不是外国货？他们弹的是外国钢琴，唱的是外国歌，讲的是外国故事，玩的是外国玩具，甚至于吃的是外国点心。中国的幼稚园几乎成了外国货的贩卖场，先生做了外国货的贩子，可怜的儿童居然做了外国货的主顾。二是化钱病。国内幼稚园化钱太多，有时超过小学好几倍。这固然难怪，外国货那有便宜的。既然样样仰给于外国，自然费钱很多；费钱既多，自然不易推广。三是富贵病。幼稚园既是多化钱，就得多弄钱。学费于是不得不高，学费高，只有富贵子弟可以享受他的幸福。所以幼稚园只是富贵人家的专用品，平民是没有份的。

我们现在所要创办的乡村幼稚园，就要改革这三种弊病。我们下了决心，要把外国的幼稚园化成中国的幼稚园；把费钱的幼稚园化成省钱的幼稚园；把富贵的幼稚园化成平民的幼稚园。

一 **建设中国的幼稚园** 我们在这里要力谋幼儿教育之适合国情，不采取狭义的国家主义。我们要充分运用眼前的音乐、诗歌、故事、玩具及自然界陶冶儿童，外国材料之具有普遍性、永久性的亦当选择使用，但必以家园所出的为中心。

二 **建设省钱的幼稚园** 打破外国偶像是省钱的第一个办法。我们第二个办法就是训练本乡师资教导本乡儿童。一村之中必有一二天资聪敏，同情富厚之妇女。我们就

希望他们经过相当训练之后，出来担任乡村幼稚园的教师。他们既可得一新职业之出路：又可使幼稚园之薪金不致超过寻常小学额数。岂不是一举两得？这些妇女中最可有贡献而应最先训练的，莫过于乡村校长教员之夫人、姊妹及年长的女学生。他们受过训练之后，只要有人加以提倡，幼稚园就可一举而成。第三个办法就是运用本村小学手工科及本村工匠仿制玩具，如此办来，一个钱可以抵数钱之用。三个办法同时并进，可以实现省钱的幼稚园。

三 建设平民的幼稚园 幼稚园化钱既省，取费自廉，平民的儿童当能享受机会均等。教师取之乡间，与村儿生活气味相投，自易亲近。这两件事都可以叫幼稚园向平民方面行走。但一个制度是否真能平民化，要看他是否应济平民的需要。就我们所观察，乡村幼稚园确是农民普遍的永久的需求。试一看乡村生活，当农忙之时，主妇更是要忙得天昏地黑。他要多烧茶水，多弄饭菜，多洗衣服，有时还要他在田园里工作，那里还有空去管小孩子。那做哥哥，做姊妹的也是送饭，挑水，看牛，打草鞋，忙个不了，谁也没有工夫陪小弟弟、小妹妹玩。所以农忙之时，村中幼儿不是跟前跟后，就是没人照应，真好象是个大累，倘使乡村幼稚园办的得当，他们就讨以送来照料。一方面父母又可以免去拖累，一方面儿童又能快快乐乐的玩耍，岂不是“得其所哉”！小学儿童，年龄较大，可以做事，农忙时颇能助父母一臂之力，要他上学，不啻减少农民谋生能力，所以有如登天之难。幼稚园则不然。他所招收的儿童，正是农民要解脱的担负，要他们进来，正是给农民一种便利。倘使办理得当，乡村幼稚园，可以先小学而普及。幼稚园既是应济平民的需要，自有彻面平民化之可能。我们只须扫除当路的障碍，使他早日实现就是了。

建设一个中国的、省钱的、平民的乡村幼稚园不是一说就可以成功的。我们必须用科学方法去试验，必须用科学方法去建设。我们对之于幼稚园之种种理论设施都要问他一个究竟，问他一个彻底。我们要幼稚园里样样活动都要站得住。我们要这种种活动都用科学的方法来建设一个省钱的、平民的、适合国情的乡村幼稚园。将来全国同志起而提倡，使个个乡村都有这样一个幼稚园，使个个幼儿都能享受幼稚园的幸福，那更是我们所朝夕祷祝的了。

原载 1926 年 10 月 29 日《新教育评论》第 2 卷第 22 期

②生活教育

生活教育这个名词是被误解了，它所以被误解的缘故，是因为有一种似是而非的理论混在里面，令人看不清楚。这理论告诉我们说：学校里的教育太枯燥了，必得把社会里的生活搬一些进来，才有意思。随着这个理论而来的几个口号是：“学校社会化”，“教育生活化”，“学校即社会”，“教育即生活”。这好比一个笼子里面囚着几只小鸟，养鸟者顾念鸟儿寂寞，搬一两丫树枝进笼，以便鸟儿跳得好玩，或者再捉几只生物来，给鸟儿做陪伴。小鸟是比较的舒服了。然而鸟笼毕竟还是鸟笼，决不是鸟的世界。所可怪的是养鸟者偏偏爱说鸟笼是鸟世界，而对于真正的鸟世界的树林反而一概抹煞，不加承认。假使笼里的鸟，习惯成自然，也随声附和的说，这笼便是我的世界；又假使笼外的鸟，都鄙弃树林，而羡慕笼中生活，甚至以不得其门而入为憾，

那么，这些鸟才算是和人一样的荒唐了。

我们现在要肃清这种误解。生活教育是生活所原有，生活所自营，生活所必需的教育（Life education means an education of life, by life and for life）。教育的根本意义是生活之变化。生活无时不变即生活无时不含有教育的意义。因此，我们可以说：“生活即教育。”到处是生活，即到处是教育；整个的社会是生活的场所，亦即教育之场所。因此，我们又可以说“社会即学校。”在这个理论指导之下，我们承认：过什么生活，便是受什么教育；过好的生活，便是受好的教育；过坏的生活，便是受坏的教育；过有目的的生活，便是受有目的的教育；过糊里糊涂的生活，便是受糊里糊涂的教育；过有组织的生活，便是受有组织的教育；过一盘散沙的生活，便是受一盘散沙的教育；过有计划的生活，便是受有计划的教育；过乱七八糟的生活，便是受乱七八糟的教育。换个说法，过的是少爷生活，虽天天读劳动的书籍，不算是受着劳动教育；过的是迷信生活，虽天天听科学的演讲，不算是受着科学教育；过的是随地吐痰的生活，虽天天写卫生的笔记，不算是受着卫生的教育；过的是开倒车的生活，虽天天谈革命的行动，不算是受着革命的教育。我们要受什么教育，便须过什么生活。

生活教育与生俱来，与生同去。出世便是破蒙，进棺材才算毕业。在社会的伟大学校里，人人可以做我们的先生，人人可以做我们的同学，人人可以做我们的学生。随手抓来都是活书，都是学问，都是本领。

自有人类以来，社会即是学校，生活即是教育。士大夫之所以不承认他，是因为他们有特殊的学校给他们的子弟受特殊的教育。从大众的立场上看，社会是大众惟一的学校，生活是大众惟一的教育。大众必须正式承认他，并且运用他来增加自己的智识，增加自己的力量，增加自己的信仰。

生活教育是下层建筑。何以呢？我们有吃饭的生活，便有吃饭的教育；有穿衣的生活，便有穿衣的教育；有男女的生活，便有男女的教育。它与装饰品之传统教育根本不同。它不是摩登女郎之金钢钻戒指，而是冰天雪地下的穷人的窝窝头和破棉袄。

生活与生活磨擦才能起教育的作用。我们把自己放在社会的生活里，即社会的磁力线里转动，便能通出教育的电流，射出光，放出热，发出力。

原载 1934 年 2 月 16 日《生活破育》第 1 卷第 1 期

（2）陳鶴琴の教育論

非常时期的儿童教育

现在，是非常时期了。非常时期的儿童教育，要有急切应变的特殊设施，才能显示非常时期儿童教育的功能。

从前，我们设施的非常时期儿童教育，不过是非常时期的准备；现在，民族全面战争已经发动了，这确是已经到了非常时期。我们对于儿童教育的设施，自然不能化循其故轨，按部就班的进行了。

我们知道，国家到了危急存亡的时候，她的教育尤其是儿童教育，若不能积极的参加国家战时的活动，这教育是无用，是破产，应该予以解散。所以我们在全面战争开展时，应该针对目前的局势，未来的需要，把儿童教育的设施方法，整个的改革一

下。兹将改革要点，略述于下：

（一）充分利用校舍。凡在安全地点的校舍，可将其余屋、走廊以及课外时间，供给非安全地点学校上课之用。必要时，酌量改为二部制或半日制。

（二）添置避难设备。如音响警报器、信号灯、防毒面具、防毒室、地窖、伪装用具等，应有最低限度的设备以防空袭。对于火灾、房屋倒塌与机关枪扫射等普通危险，尤须设法避免损害。

（三）改变平时课程。平时课程不适用于非常时期，应以战事活动为全部课程的中心。如抗战意义和我国民族的地位，以及防毒避灾、救护警备等活动，均应列为主要的课程。

（四）选择适用教材。平时教科书上的教材多不适用，应由教师随时注意编选。编选的标准：要根据儿童学习心理的兴趣，要根据当前社会的需要。如中日国力的比较，中国和国敌间的关系，《消灭我们后方的敌人——汉奸外国间谍》（见抗战三日刊第一号）。《黄梅兴壮烈之死》等，都是非常时期中比较适用的教材。

（五）采用整个教学法。从一个非常时期的战事问题做中心，把各科打成一片，混合教学。这样，教材既能适合社会的需要，教学时，亦易引起儿童学习的兴味。

（六）注重课外工作。课内教学时间，可以酌量减少。课外实际工作，要特别注意组织与指导。兹提出几项于下，以供参考。

1. 全国自十岁以上的儿童，在教师与家长督率指导之下，每人制造简易防毒面具一件，分赠民众使用。

2. 全国八岁以上的儿童，每人每月收集金属碎片绳索布匹及其它有用的废物一斤，作为军事应用的原料。

3. 全国儿童，每人每月储蓄救国金至少五分，直至收复失地为止。

4. 全国十岁以上的儿童，每人每学期教不识字的民众一人，至能读完民众学校课本为止；并使民众了解战时常识、防空、防毒、防疫、卫生等意义。

5. 在可能范围内，全国儿童，每人每年就家中或邻近隙地种玉蜀黍、蕃薯、山芋或其它粮食副品，每人收获量至少两升。

6. 在可能范围内，全国儿童，每人每年养鸡或鸭一只。

非常时期儿童教育的设施，内容甚为复杂，以上所说，不过是个大纲，详细内容再讨论。

原载 1937 年 10 月 16 日《大公报》

（3）張宗麟の教育論

怎樣做合乎時代潮流的父母（1934 年）

做了几个孩子的父亲，至少会说几句怎样对待孩子的老话。可是我常常这样想：“倘若我的孩子，不长在我家他们又怎样呢？”社会上对待孩子的式样（？）实在太多了；我现在来举几个例子，然后再说怎样才能做合乎时代潮流的父母。

一、福建南部有一件事，为北方人看不惯的，就是买卖孩子。我有许多学生是买来的，现在已经在中学或大学了。我的邻居许多孩子是买来的。今年儿童节的婴儿比

赛会：我的女儿得了第一，就有两种人来问，第一种人问我的这个孩子从哪里买来的？第二种人竟来问我妻子愿意出卖这个孩子吗？六百块钱实在值得买！”买卖孩子在福建南部实是很平常的事。

二、溺女的风气，我们不但耳闻，也觉得以目见，闽西一带溺女的风气还很盛。听说江西、湖南一带，也有几县是这样的。“一家生了女孩；灶神都要哭三夜。”这是极通行的谚语。女孩子特别被人轻视，从许多如“弄瓦”等高雅名辞中，也可以找到一二。

三、“小孩子福分太薄，应该穿破棉絮。”于是八十岁老婆婆死了，连破被絮都被人拿光，拿去做孩子的尿布，而且还说这是接福的。这个风气，全国一致。还有种鸦片的地方更有极妙的育儿方法，孩子们病了，给他吃鸦片，说是可以医治百病的。这件事与求神签似乎也没有多大分别。

四、印度与非洲常常有用孩子敬神的。他们的意思可以禳丰年，可以赎罪恶，更可以使孩子进天国佛地。当然啦，孩子们只供祭用，他们的价值比猪羊已经大多了。

五、欧战以后法国奖励生育。凡人民生了一个孩子，可以向政府领一笔款子。不论是私生子、正生子，都可以得到同样的待遇。

六、私生子也是孩子，也是有父母的孩子，但他的父母是现社会所不齿的，所以各国对于私生子都相当轻视；至少是父母不敢公然抚养。其中只在法国一度明令保护。中国有育婴堂可以公育。苏俄因为社会组织与别国不同，所以无所谓私生子与正生子，孩子们都有受公育的权利。

七、亚洲南部各国的人民，大都是信佛教的，无论英法各国占有的安南、缅甸，到现在还不能改变民间的习俗。因为佛教的势力很大，所以谁家的孩子被和尚看中意了，做父母的就得备了许多礼物，送孩子入寺做小沙弥。孩子们在和尚寺里也着实受用。除念经，打坐是苦外，其余都极优待，不象中国老和尚打小和尚似的虐待，不过做小沙弥，有一定年限，满期以后，才得自由出寺。我有几个华侨朋友是干过这套把戏的。

八、谁都知道中国和尚是不能有儿女的。可是中国和和尚到惯会做挂名爸爸，把孩子记名给和尚的风气都是全国通行。上海某寺的和尚，不知道一年要做多少次挂名的爸爸。不但和尚可收干儿子，在社会上寄名出外的孩子也很多。诸位知道中禁烟圣人林则徐吗？他就是一人顶两家香火，所以姓林又姓徐。这样人加陈川察、蔡宗吴、王又林等，在中国很多很多。

以上八件都是事实，但是关于孩子的奇奇怪怪，何可胜说！我们觉得现在中国（指三十年代的中国），就是整千整万的成人、青年人，壮年人的性命，都受人屠杀，全社会的生活也受着少数人的支配，何况本身还没有生活能力的孩子呢？那是当然只得受人支配摆布了！

孩子们生了卖去，固属不该；可是对于那些未曾出卖而为父母教养疼爱的，亦何尝都能得到合法的教养疼爱！所以儿女容易生，父母不容易做，而且合乎时代潮流的父母更不容易做。我们以为做现代父母的至少要有下列几种资格。

一、做父母的自己要有健康的身体。

二、做父母的对于现社会要有相当的了解，必须具备中国要有希望，须得人民自己努力等初步见解。

三、做父母的要有初步的科学知识。例如儿女病了千万勿信巫卜神道。我常见许多大学毕业的朋友在儿女生病时还去求神签的。至于育儿常识等当然格外重要。无论做父亲做母亲在可能范围之内，应当预先觉得。

四、做父母的对于儿女应当承认孩子是国家的一分子。是人类的继承者。切勿当作个人的掌上珠。

五、既然有了儿女，就是肩上加了一担重任。“养”固然应该自己动手，如喂乳等工作，除非个人有病或有特殊工作，不然，不应该交给乳媪。“教”也应该负责，不应该送孩子进学校就可不管，而自己大贪安逸，打牌作乐，至少在社会未曾做到儿童公育以前，这种责任，还是要亲生父母负的。

有了以上五项资格，才配合乎时代潮流的父母。下面就是作者对于教养孩子的一些主张。

（1）我们要教养一个孩子有抵抗能力的。身体强健，就能够抵抗疾病；心理健全，就能够抵抗事变。今后中华民族的存亡，只看全国的孩子是否能与强暴奋斗，所以我们要培养孩子成为有抵抗能力的猛虎，千万勿再染上几千年的遗毒，使孩子们成为受人驯养的绵羊。

（2）我们要教养一个孩子会动手做事的。许多有钱人教养孩子享福，’不但不做别的事，甚至长到十几岁，还要别人替他添饭、倒茶。自己的被铺也不知道整理。这种小事也不做，还希望他做。

别的劳动工作吗？结果养成一个双手瘫痪的人，把一个有用的孩子变成一个废人。我们要教养一个孩子能够自己料理自己的生活，如穿衣、整理被铺、扫地、抹桌、烧饭，整洁自己的环境。倘能练习成一种或数种劳动习惯，如种菜，挑水等，那末格外有用。

（3）我们要教养一个孩子能够发展他自己的天才。人类实在无所谓天才。一个天才儿童的智力数与平常儿童的智力数，在特种状况之下不会差到多少。爱迪生说天才是努力加上常识。我们对于孩子喜欢某件事应当设法帮助他努力。他爱虫鱼，说不定就是达尔文；他爱玩把戏，说不定就是爱迪生；他爱弄音乐，说不定就是贝多芬；他爱涂颜色，说不定就是密雷。

谁能在大发明家幼时就料得到他后来的成功呢！做父母的应当找出一个平庸孩子的天才，千万勿压迫一个天才老死做庸人。’孩子的心，孩子的好尚，各个不同，切勿以父母之好恶强迫孩子去做。

（4）我们要教养一个孩子不停留的求进步，也就是不停留的革命。他对于事物，都能问个究竟，他对于现状都肯抱怀疑的态度，不断的打算并实行改革。这便是世界上最大的发明家与有贡献的英雄豪杰。老实说，父母教养出一个这样的孩子，对于人类就有很大的成功。爱因斯坦就是旧科学醉叛徒，列宁就是俄皇的叛徒，孙中山就是满清皇帝的叛徒，我们应该要教养孩子成为旧势力的叛徒，勿做旧势力的信徒。

世界是一刻不停留的进步着，我们自己也要迎合时代的潮流，更要教我们的孩子冲上时代的潮流。我们勿娇养孩子，只给他吃得好穿得好。末了，我们应该指导孩子要对人类有贡献，不要向人类榨取剥削。榨取与剥削不但不公道，也就时时有被人榨取被人剥夺的机会！

2 国民政府による幼児教育の制度的整備

(1) 幼稚園教育

①「国民党中央常委会通過三民主義教育实施原則」第一章 初等教育（幼稚園小学）

第一节 目标

- 一、使儿童的整个身心，融育于三民主义教育中。
- 二、使儿童个性群性，在三民主义教育指导下，平均发展。
- 三、使儿童于三民主义指导下，具有适合于实际生活之初步的知识。

第二节 实施纲要

(一) 课程

- 一、应以三民主义重要的观念，为编订全部课程之中心。
- 二、应注重伦理知识及实践，以助长儿童忠孝仁爱信义和平之德性。
- 三、应注重自然科学之教授，以养成儿童爱好自然，利用自然改造自然的兴趣，及破除对于自然现象一切的迷信。
- 四、应注重实际生活的知识和实习。
- 五、应酌量当地情形，制订特殊之课程或教材，以养成儿童适合实际生活之初步技能。

(二) 训育

- 一、根据中山先生遗教中合于儿童身心发展之事理，列为信条，以指导其整个的生活。
- 二、注意训育和课程之联贯，并谋学校训育与家庭社会相联贯。
- 三、由史地时事各种纪念会之讲解，以启发儿童爱民族爱国家之精神。
- 四、由游戏运动学校卫生及课外作业的教导，以养成儿童对于筋肉劳动的兴趣，及生产的观念。
- 五、由日常生活实际知识之教导，以引起儿童学习的兴趣，并由童子军之训练以养成勇于从事洁己奉公的精神。
- 六、由乐歌图画等，以陶冶儿童的情操，并使多与自然界接触，以养成审美的情趣。
- 七、由团体运动集会等训练，以养成儿童守时重纪的习惯。
- 八、于公共场所，揭示关公德之标语，养成儿童注意公共卫生爱护公物之实法。
- 九、由消费合作的训练及储蓄等事项之指导，以养成儿童节俭的习惯。
- 十、由民权初步的演习，使儿童略知四权的运用。

(三) 设备

- 一、一切设备，均应含三民主义的精神，且须与儿童日常活相接近，尤宜注意与课程训育之联络。
- 二、一切设备，应多采用科学方法，并须其清洁整齐经济三要件。
- 三、书籍之设备，除党义课程参考与用书及学校必备之书籍外，应斟酌经济情形，尽量购置启发常识的书报，俾儿童阅读之余，兼可供附近民众浏览之用。
- 四、图表之设备，应多选中山先生遗教中足以激发儿童民族精神者，并多采用浅显警动之标语，或图画，分期张贴，以资激励。

近代中国における子ども観の社会史的考察（3）

五、学校于可能范围内，应多购儿童恩物，理科仪器，及设置校园，增加学生实习的机会，图教授和实物之联络。

《中央日报》，1931年9月4日。

②「戦時各級教育实施方案纲要」（摘録）

1938年4月

二十七年四月中国国民党临时全国代表大会知制颁中国国民党抗战建国纲领……同时又打战时各级教育实施方案纲要，规定九大方针，十七要点。

九大方针为：（一）三育并重；（二）文武合一；（三）农村需要与工业需要并重；（四）教育目的与政治目的的一贯；（五）家庭教育与学校教育密切联系；（六）对于吾国文化固有精神所寄之义学哲艺，以科学方法加以整理发扬；（七）对于自然科学，依据需要，迎头赶上，以应国防与生产之急需；（八）对于社会科学，取人之长，补己之短，对其原则整理，对于制度应谋创造，以求一切适合于国情；（九）对于各项学校教育力求目标之明显，并谋各地平均之发展。对于义务教育，依照原定期限以达普及，对于社会教育与家庭教育，力求有计划之实施。

教育部根据上述九大方针，确定各级教育实施之目标及施教之对象如下：

一、幼稚教育，应使保育与教导并重，增进幼儿身心之健康，使其健全发育，并培养其人生基本的良好习惯。施教对象，应推广及于贫苦儿童。

《第二次中国教育年鉴》第一编，商务印书馆，1943年版第11页。

③「全国教育会议注重幼稚教育案」

1923年5月

理由：见附列各案

办法：（1）大学院派近全国视学时，应派打幼稚教育专家一人。

（2）通令全国十七年度起，各省个县各式实验小学及师范附质小学应设立幼稚园。

（3）教育研究所应研究创造平民的省钱的适合国情的幼稚园。

（4）每省区应就环境使适宜之地，开设幼稚师范学校或就各省之师范（或高中师范科）内添设幼稚师范科，以培养专门人才，供给良好师资。乡村幼稚园不易单独设立，最初办法，应就所能范围内，多招现成乡村教师之夫人、未婚妻或近亲训练之，方能造就一人，便得一人之用。

附陶拟乡村师范、幼稚师范院简章，留供大学院参考（见附案）

附原案七：

一、调查全国幼稚教育案

陶行知

理由：我国以前幼稚园多为外人代办，全国并无统计，为自办幼稚园计，为考查幼稚教育现状计，急须有调查办法。

办法：大学院派遣全国教育调查员时，增加幼稚教育调查员一人。

二、各省各县各市实验小学设立幼稚园案 陶行知

理由：

1、幼稚园之重要与需要，已有极明显之事实。

2、各省各县各市，因经费关系，不能各小学皆设幼稚园，然而在实验小学，幼稚园为必须之事业，必须创办

办法：

1、通令全国十七年度起实行。

2、每所幼稚园的开办费约 200 元，经常费约 360 元，令全县列入田税附税用途预算。

三、令各省各县实验小学先行设立幼稚园 陈鹤琴

理由：查我国教育系统，小学教育从六周岁起；六周岁以下教育，则由幼稚园施行之。幼稚教育之有无，影响于小学教育甚大，欧美各国，除穷乡僻壤之区，莫不有幼稚园之设立，以教养未达学龄之儿童。导之正当游戏，养成其良好基本习惯。根本既佳，小学教育自易收效。回顾我国，除附设于大都会内一二贵族的小学外，施行幼稚教育的幼稚园，竟如凤毛麟角，所谓幼稚教育，事实上尚付阙如，幼稚教育实为小学教育之基本，应加提倡以增加小学教育效能。

办法：先令各省实验小学，一律添设幼稚园，或附设幼稚班，再推及其他小学校，以谋幼稚教育之普及。

四、推广乡村幼稚园案

陶行知

理由：

1、乡村幼稚园是乡村社会普遍的、永久的需求，农忙时农妇：忙得天昏地黑，那里有空来管孩子？如果有了乡村幼稚园，便能节省农妇好多精力。与其开幼稚园帮助城里太太，抛下小孩子去打麻将，倒不如帮助采桑娘子照应子女，使得她可以多养些蚕多生点利。

2、农忙时，幼儿无人照应，父母往往令稍长儿女辍学回家陪小弟弟小妹妹玩。如果有了乡村幼稚园，便可减少小学儿童之缺课。

3、乡村小学教师办小学，夫人办稚园，便可造成夫妻学校，减少乡村教师的寂寞，树立乡村家庭之模范。

4、乡村幼稚园，尚能推广，便可为乡村受过教育的妇女，开一职业上之出路。

5、乡村幼稚园是乡村妇女运动之唯一的中心，要想彻底去干乡村妇女运动，非从乡村幼稚园入手，便不能成功。

办法：

1、教育研究所应研究创造平民的省钱的适合国情的幼稚园，使幼稚园在乡间易于设立。

2、每省区应先试办一乡村幼稚师范，依据中心幼稚园办法训练乡村幼稚园教师。

3、乡村幼稚园，不易单独设立，故最初办法，应多招现任乡村教师之夫人，未婚妻、近亲训练之，方能造就一人，便得一人之用。

五、各省师范学校急须设幼稚科案

陈鹤琴

理由：幼稚教育既甚重要，今后是当积极扩充师资一项，宜早准备。我国培养幼稚教育师资之机关，除师范有临时性质之保姆科外，并无专门处所。以故幼稚园教员，异常缺乏，应从事培植。

办法：就环境适宜之地，开设幼稚师范学校，或就各省之师范内，添设幼稚科，

近代中国における子ども観の社会史的考察（3）

以培养专门人才，供给良好师资。

六、各省开办试验幼稚师范案 陶行知

理由：

1、幼稚教育为国民教育之基础，又为农工社会的家庭所急需。近年来幼稚园数日增，将来必极发达，政府必须有相当机关培植师资。

2、全国若能令各县区，创办幼稚师范，实为最善之事。然而国家财有限，一时恐难完全办到，所以不如每猎创办试验幼稚师范一所，一方面培植幼稚园师资，又一方面可以供给全省幼稚园各种材料与方法，使全省幼稚教育改进。

办法：

- 1、财力较裕之省，如江苏、浙江等省，可以独立创办。
- 2、财力较难之省，可以附设在女子中学师范部内。
- 3、从十七年度开始实行。
- 4、学校内部详细办法，如学生应否男女兼收，及课程等另订。

附实验乡村师范学校幼稚师范院简帘（略）

七、审查编辑幼稚园课程及教材案 陶行知

理由：

- 1、十六年来幼稚园课程及教材，迄无标准。
- 2、全国所设幼稚园课程及教材，多半是从国外来的，不很适合国情。

办法：

- 1、大学院聘请专门人才，搜集国内已有之幼稚园课程与教材，并严格审查。
- 2、大学院特设试验幼稚园，从事试验编辑幼稚园教材方法与课程。
- 3、在京都创办试验幼稚园，聘请专门人才从事编辑试验。

《全国教育会议报告》，商务印书馆 1928 年版。

2) 家庭教育（重要法令）

①「推行家庭教育辦法」 1929 年 9 月 28 日部令 32046 號公佈

第一條 各級教育行政機關應督導各級學校社會教育機關及文化團體婦女團體，按照本辦法之規定，積極推行家庭教育。

第二條 各省市教育廳局應於主管社會教育之科股，指定職員一人，辦理家庭教育行政事宜。

第三條 各縣市政府應組織家庭教育委員會，主持全縣市家庭教育計劃及推行事宜。其辦法另定之。

第四條 各縣市所屬區署鄉鎮公所及保辦公處，應分別責成教育指導員，文化股主任、及文化幹事等，依照本辦法之規定，協同當地教育機關團體，推行家庭教育。

第五條 各級學校推行家庭教育，均由各該校社會教育推行委員會主持辦理之。但女子學校及女生數超過學生總數半數以上之學校，得組織家庭教育委員會，主持各該校所在地家庭教育推行事宜。其辦法另訂之。

- 第六條 各級社會教育機關推行家庭教育，均由辦理教導工作部分主持之。
- 第七條 各級學校及社會教育機關推行家庭教育，全體教職員及學生均應參加，並得以女教職員為主辦人員。
男教職員眷屬會受相當教育者，得邀請參加家庭教育推行工作。
- 第八條 中等以下學校及社會教育機關推行家庭教育，以舉辦家庭教育班為主要工作，其詳細辦法另定之。
- 第九條 全國專科以上學校，除各師範學院及設有教育學系之大學或獨立學院應辦理左列事項以上外，其他各院校應就性質所近就左列事項酌量辦理
- 一、家庭教育公開講演；
 - 二、家庭教育通訊研究；
 - 三、家庭技術之指導；
 - 四、家庭指鎮人員之訓練；
 - 五、家庭教育問題之研究；
 - 六、家庭教育圖書雜誌之辨譯
 - 七、其他。
- 第十條 全國中等學校，除必須舉辦家庭教育班外，應各就性質所近，班理左列事項兩種以上。
- 一、懇親會；
 - 二、家庭教育講演會；
 - 三、家事公開講演；
 - 四、兒童健康比賽；
 - 五、各項家事比賽；
 - 六、兒童教育知道；
 - 七、育嬰指導；
 - 八、家庭醫藥衛生指導
 - 九、家政管理指導；
 - 十、家庭副業指導；
 - 十一、家庭實行新生活指導；
 - 十二、家庭教育通訊研究；
 - 十三、其他。
- 第十一條 全國國民學校、中心學校、小學幼稚園及民衆學校除必須舉辦家庭教育班外，應各就學校班級數及教職員數之多寡，斟酌辦理左列事項兩種以上：
- 一、學生家庭訪問；
 - 二、懇親會；
 - 三、特約模範家庭；
 - 四、主婦會；
 - 五、各項家事比賽（如家庭整潔、烹調、縫刺等比賽）；
 - 六、兒童教育指琪；
 - 七、育嬰指導；

- 八、家庭醫藥衛生指導；
- 九、家政管理指導；
- 十、子女婚姻指鎮；
- 十一 禮俗改良指導；
- 十二、家庭消費合作指導；
- 十三、家庭副業指導；
- 十四、家庭實行新生活指導；
- 十五、其他。

第十二條 各級女子跟校及女生數超過平生總數半數以上之學校，除應遵照第九、第十、第各條分別辦理家庭教育外，並應秉承或協助當地教貨行政機關，負設計推動所在地家庭教育之責。

第十三條 全國民眾教育館應一律以推行家庭教育為主要工作。除必須舉辦家庭教育班外，省市立民衆教育館應按照第十條所列各項辦理四種以上，縣市立民衆教育館應按照第十一條所列各項辦理三種以上。

其他各社會教育機關，均應各就所長，推行家庭教育。除必須舉辦家庭教育班外，省市立社會教育機關，應比照第十條所列各項辦理三種以上，縣市立社會教育機關應比照第十一條所列各項辦理二種以上。

第十四條 各級學校及社會教育機關，於每年度開始時，應將家庭教育推行計畫，於兼班社會教育計劃，或本學校機關工作進行計劃內，專項列報主管教育行政機關核推施行。（各級學校以學年度為準，社會教育機關以歷年度為準，以下同此）。

第十五條 各級學校及社會教育機關推行家庭教育所需經費應於各該學校機關經費內動支，不足之數，得呈請主管教育行政機關酌予補助。

第十六條 各級教育視察人員於視察各級學校及社會教育機關時，對於家庭教育推行情形，應隨時予以指導及考核。

第十七條 各級學校及社會教育機關，於每年度終了時，應將本年度內推行家庭教育情形，編製報告，或併于兼辦社會教育或本學校機關工作總報告內，呈報主管教育行政機關備案。

第十八條 各地方文化團體婦女團體推行家庭教育應參照本辦法之規定，商承各縣布家庭教育委員會單獨辦理各項工作或參加各級學校及社會教育機關協同工作。

第十九條 本辦法自公佈日施行。

②「家庭教育講習班暫行辦法」 1930年5月28日部令20537號公佈

- （一）本辦法根據推行家庭教育辦法第八條之規定定之。
- （二）中等以下學校社會教育機關及各文化團體婦女推行家庭教育，應以舉辦家庭教育講習班為主要工作。
- （三）家庭教育講習班以訓練婦女，推進家庭良好教育，激發民族意識，灌輸家事常識，改善家政管理，促進社會進步為宗旨。

- (四) 家庭教育講習班之舉辦，其主持人員規定如下：
- 一、各學校：由家庭教育委員會主持之，其未組設此項委員會者，由本校社會教育推行委員會主持之，因規模甚少，為設置上項兩委員會者，由校長主持之。
 - 二、各社會教育機關，由辦理教導工作部份主持之。
 - 三、各文化及婦女團體，由有關教育或訓練部份主持之。
- (五) 各學校機關團體舉辦家庭教育講習班時，主持人員指定一部份教職員生辦理之，但女教職員及學生應全數參加或輪流工作，男教職員家眷得邀請擔任家庭教育講習班各項工作。
- (六) 凡負管理家務及教養兒童責任之婦女，均應加入附近學校機關團體所設之家庭教育講習班，在校學生之母姊及教職員之家屬，均須首先加入，以資倡導。
- (七) 家庭教育講習班之教學時間及方式如左：
- 一、各學校：每星期日舉行集合教學一次，每次以二小時為度，寒暑假內如有學生，留校，每星期舉行集合教學一次或二次，其時間由各校自定之。其他假日須舉行講演、討論、展覽、或娛樂等活動。
 - 二、各社會教育機關：每星期舉行集合教學至少兩次，其日期及時間自行訂定，每次以二小時為度。遇有紀念節日集合舉行各種臨時活動。
 - 三、各文化及婦女團體：每星期至少集合教學一次，每次以二小時為度，其日期及時間自行訂定。
- (八) 家庭教育講習班集合教學時，以講習討論為主，其教材可採用部編家庭教材，各省市教育行政機關得編印地方性補充教材，分發應用，但應呈報教育部備案。
- (九) 家庭教育班得視班數及學生數之多少，酌設主任一人及教導事務等職員數人，由主班學校機關團體酌聘之。
- (十) 參加家庭教育講習班之學生，如具有相當教育程度或擅長家事者，得實施互教制，指定擔任教舉及指輯等事宜。
- (十一) 家庭教育講習班之辦理，應利用原有學校機關團體之房舍及設備。
- (十二) 家庭教育講習班之經費，由原有學校機關團體支給之，並須列入預算。各縣市教育行政機關得斟酌地方經費狀況，專案列支家庭教育經費，以便擇優補助。
- (十三) 家庭教育講習班之修業期限，定為六個月至一年，以部編家庭教材講受完畢為度。
- 期滿考成績及格者，由縣市教育行政機關發給證明書。
- (十四) 家庭教育講習班每屆結業後，其學生應即組糾或加入當地婦女會。
- (十五) 教育行政機關以各學校及各社會教育機關辦理家庭教育講習班之成績，列入考績，其辦法另訂之。
- (十六) 本辦法由教育部分佈施行。

③家庭教育實驗區設施計劃要點

- 一、設區目的 教育部為試驗實施家庭教育方法，以謀推行盡利起見，特設立家庭教育

近代中国における子ども観の社会的考察（3）

實驗區（以下簡稱爲本區），

二、設區地點、家庭教育實驗區暫開辦兩區，其地點爲四川省洛江津縣屬白沙鎮及四川省茄嘉陵江三峽實驗區北碚鎮兩處。其詳細之區畫分，由承辦機關勘定之並呈報教育部備案。

三、承辦機關 本區一切進行事宜，由教育部指定國立女子師範學院及國立重慶師範學校分別規劃班理之。

四、實驗期限 本區實驗期限暫定爲，但得酌予縮短或延長之。

五、組織 國立女子師範學院及國立重慶師範學校應遵照教育部頒佈之推行家庭教育辦法第五條之規定，各組織家庭教育委員會，辦理本區一切事宜。

前項委員會，以左列人員爲委員組成之

1. 院長（或校長）

2. 訓導主任

3. 家庭教育委員會秘書，

4. 擔任教育學科之教員一人或二人

5. 當地縣政府及區公所代表各一人；

6. 當地有關學校團體機關代表及其他熱心家庭教育人士若干人。

前項委員均由院長（或校長）擬定，呈報教育部核准後聘任之。

前項委員會，設正副主席各一人，正主席由院長（或校長）擔任，副主席由全體委員公推之。

前項委員會，設秘書一人，幹事及助幹各若干人，由院長（或校長）酌請之。

六、工作人員本區之工作，凡國立女子師範學院及國立重慶師範學校之有關教職員均應參加，由院長（或校長）指定之。各該院校之學生，一律以推行家庭教育作爲辦理社會教育及從事社會服務之主要工作，而女子師範學院之家政學系教育學系學生，更應全體參加，其詳細辦法由各該家庭教育委員會訂定之。

七、實驗目標 本區實驗目標，茲就政治、經濟、教育、衛生等方面分別要領如下：

甲、政治方面

1. 能瞭解並信仰三民主義。

2. 具有國家概念及參加政治的典趣與習慣。

3. 具有抗抗戰必勝建國必成的信念。

4. 具有注意時事得習慣。

5. 具有守法及服從紀律的精神。

6. 具有使用直接民權的能力。

7. 能積極參與地方自治活勵及各種民衆組織。

8. 能實行新生活。

9. 能按時參加國民月會，實行國民精神總動員。

乙、經濟方面

1. 能有節儉儲蓄的良好習慣。

2. 能選擇正當的職業，並具有樂業的精神。

3. 能編製家庭預算，量入爲出。

4. 能置備家庭簿記，作簡單日用的計算。
5. 能利用空間，經營有益之家庭副業。
6. 能實行合理的經濟的婚喪禮節。
7. 能一致參加或提倡組織消費生產等合作社。
8. 能具有改善衣食住行的能力。

丙、教育方面：

1. 幼稚園托兒所設立完成，學齡前兒童全部受有和當的教育。
2. 國民學校中心學校設立普遍學齡兒童及失學成年男女全部入學。
3. 全體居戶均有相當的家庭教育設備。
4. 成立各種讀書研究會社，民衆均具有進修補習的機會。
5. 設置各種社會教育機關，推行社會教育，促進社會進步。
6. 破除鬼神迷信，普及科舉知識。

丁、衛生方面：

1. 能信從正式醫生，革除疾病迷信。
2. 能預防傳染疾病，施行預防接種。
3. 具有普通醫藥常識，設置家庭簡易藥箱。
4. 具有家庭疔看護及急救的常識和技能。
5. 能注重居住、衣服飲食衛生，如改良廁所，人畜隔離，注意採光通氣，防除蚊蠅、老鼠、注重食物清潔，飲水清潔及勤於沐浴更衣等。
7. 能踴躍參與各項體育遊藝活動。
8. 革除早婚遲婚纏足等惡習。
9. 能注重妊婦衛生，採用新法接生。
10. 能實施嬰兒及學齡前兒童衛生。

八、設施方法 本區之事業設施，應注越下列各點

- (1) 推行之始，應集合參加工作之學生，於課外給予集中或個別之訓練，與以必要之智識及技能之補充。
- (2) 指導學生舉行家庭訪問及社會調查，藉以明瞭當地居戶家庭之實際狀況，及政治、經濟、教育、衛生與娛樂等環境情形。
- (3) 根據社會調查之統計結果，將當地一般家庭，按其性質，分為若干類；如佃農家庭，自耕農家庭，地主家庭，工人家庭，勞動者家庭，商人家庭，教育者家庭，公務員家庭，抗屬家庭等，每種家庭中擇其理想家庭標準比較符合者二、三家，作為模範家庭，藉作施教對象之中心。其標準由各該院校擬定，經報教育部核定後施行。
- (4) 本區應儘量利用各種有效的教育工具及方法，以推行家庭教育，如公演話劇，放映范影幻燈，收聽教育播音，舉行歌詠演奏，及各種展覽與比賽等，均宜分別定期舉辦。
- (5) 本區工作之進行，應儘量與有關機關團體學校絡合作，其須新設中心學校國民學校及社教機關者，得商請地方政府分期設立之。
- (6) 本區工作之進行，應以辦理家庭教育班為主要工作，務須普及於全區。

近代中国における子ども観の社会的考察（3）

- (7) 本區推行家庭教育時，對於本區政治、經濟、教育、衛生、及娛樂環境之設計改善，及全體民衆之組織與訓練應積極協助當地主管行政機關進行。
 - (8) 參加工作之學生，應各認定負責推行之家庭若干家，並須定斯比賽，至每期結束時，由家庭教育委員會逐項至各戶考查，以爲評定各負責指導學生之成績之依據。
 - (9) 本區工作開始時，應統盤籌畫，將全部實驗工作訂定分期進度，呈經教育部核定後施行
 - (10) 本區於每年度開始前應依照分期工作進度，擬具本年度詳細工作計畫，呈報教育部備核。
- 九、經費 本區所需開辦費，得向國立女子師範學院及國立重慶師範學校分別擬具預算，呈報報教育部核撥之，經常費應由各該院校擬具支付預算，呈報教育部核定後於各該院校經常費內勻支，如布不足得呈經教育部核准，酌予補助。
- 十、獎懲 凡參與推行家庭教育之學生，均按其工作之勤惰與成辯之優劣，每年由承辦機關嚴加考核，報經教育部核准後，分別獎懲之。
- 十一、附則 國立女子師範學院及國立重慶師範學校經教育部指定承辦家庭教育實驗區後，其遵章應辦之其他社會教育及戰時後方服務等事項，得酌予減免其全部或一部。

《主要参考文献》

- 1 湯山トミ子：科学研究費基盤研究C報告書『近代中国における子ども観の社会的研究—子ども・家族・国家』、2006年3月
- 2 ニム・ウェルズ：浅野雄三訳『人民中国の夜明け』、振興出版社（現代史の証言叢書1）、1965年
- 3 シモーン・ド・ポーヴォワール：内山敏・大岡信訳『中国の発見——長い歩み』、紀伊国屋書店、1966年
- 4 A. M. アンダーソン：高山洋吉訳『支那労働視察記——支那に於ける人間性と労働』、生活社、1939年
- 5 ヴェイトフォゲル：横川次郎訳『支那経済史研究』、叢文閣、1938年
- 6 陶行知：《陶行知全集》第2卷、华中师范学院教育科学研究所、湖南教育出版社、1998年
- 7 陈鹤琴：北京市教育科学研究所编《陈鹤琴教育文集》（上）（下）、北京出版社、1983~1985年
- 8 黄书光《陈鹤琴与现代中国教育》、上海教育出版社、1998年
- 9 张宗麟：张沪编《张宗麟幼儿教育论集》、湖南教育出版社、1985年
- 10 中国学前教育史编写组编《中国学前教育史资料选》（全一册）、人民教育出版社、1989年
- 11 何晓夏主编《简明中国学前教育史》、北京师范大学、1990年

- 12 易慧清《中国近现代学前教育史》、东北师范大学出版社、1994 年
- 13 张雪门戴自俺主编《张雪门幼儿教育文集》、北京少年儿童出版社 1994 年
- 14 熊贤君：《千秋基业—中国近代义务教育研究》、华中师范大学出版社、1998
- 15 田正平·肖朗主编《世纪之理想中国近代义务教育研究》、浙江教育出版社、2000 年
- 16 王鸿俊编《家庭教育》、正中书局、1942 年
- 17 沈丹妮：汤彬华遍译：《童工》、世界书局、1927 年
- 18 潘光旦：《潘光旦文集》第 1 卷、北京大学出版社、1993 年
- 19 费孝通《费孝通选集》、天津人民出版社、1988 年
- 20 耿云志·欧阳哲生编《胡适书信集》（上）、北京大学出版社、1996 年
- 21 中华民国重要史料初编编辑委员会编《中华民国重要史料初编—对日抗战时期》、台北中国国民党中央委员会党史委员会编印、1981 年
- 22 中国青少年研究中心主编《百年中国儿童》、新世纪出版社、2000 年